

※評価について…【A】特に順調 【B】順調 【C】やや遅れている 【D】遅れている 【E】未実施 【-】廃止

施策目標	推進項目		評価						
			計	A	B	C	D	E	-
1. 子どもの豊かな成長支援	1. 子どもと母親の健康確保	(No.1 ~ No.12-2)	14		14				
	2. 就学前の教育・保育の充実	(No.13 ~ No.22)	18		18				
	3. 生きる力を育む教育環境の整備	(No.23 ~ No.39)	29		28	1			
	4. 思春期保健対策の充実	(No.40 ~ No.43)	6		6				
	5. 次代の親の育成支援	(No.44 ~ No.45)	2		2				
	6. 食育の推進	(No.46 ~ No.50)	8		8				
	7. 特別な支援が必要な子どもへの対応	(No.51 ~ No.57)	8		8				
2. 子どもが安全に育つための環境づくり	1. 子どもの安全確保	(No.58 ~ No.60)	8		8				
	2. 安全・安心まちづくりの推進	(No.61 ~ No.65)	9		9				
	3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	(No.66 ~ No.68)	5		5				
3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進	1. 人権擁護の推進	(No.69 ~ No.75)	9		9				
	2. 児童虐待防止策の充実	(No.76 ~ No.81)	8		8				
	3. 子どもの立ち直り支援	(No.82)	1		1				
4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり	1. 子育てバリアフリーの推進	(No.83 ~ No.85)	3		2	1			
	2. すべての子育て家庭への推進	(No.86 ~ No.96)	13		10	1		2	
	3. 子育て中の社会参加支援	(No.97 ~ No.98)	2		2				
5. 子育てと仕事の両立支援	1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進	(No.99 ~ No.102)	4		2	2			
	2. ひとり親家庭等の自立支援の推進	(No.103 ~ No.107)	5		5				
	3. 男女共同子育ての推進	(No.108 ~ No.111)	5		1	3		1	
	4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	(No.112 ~ No.114)	7		5	1		1	
6. 地域力の活用による子育て支援	1. 子育て支援のネットワークづくり	(No.115 ~ No.119)	5		5				
	2. 世代間交流の推進	(No.120 ~ No.121)	2		2				
	3. 家庭教育への支援の充実	(No.122 ~ No.124)	3		2				1
	4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実	(No.125 ~ No.129)	8		7				1
	5. 子どもの居場所づくり	(No.130 ~ No.131)	2		2				
	6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援	(No.132 ~ No.135)	4		4				
合計			188	0	173	9	0	4	2

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度取組内容	平成29年度実績	評価	今後の方針
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】 < 推進項目1. 子どもと母親の健康確保(No.1-No.12-2) >									
1	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時の保健指導を徹底し、未婚やひとり親、親族等身近な支援者がいない妊婦や、心身の健康に課題がある妊婦等、出産前から関わりを深め、虐待防止も含め出産後の養育に関する支援を行っていきます。 必要な相談・指導が受けられるよう、あらゆる機関との連携を図ります。 	健康推進課	母子手帳交付時ならびに、転入した妊婦の妊婦健診受診券交換時に、全数面接をし、大阪府のアセスメントシート(妊娠期)に基づいて全対象者のリスクアセスメントを行っている。 リスクアセスメントの結果を、虐待対応担当保健師が全数検討し、特定妊婦になる可能性が高いと判断された場合には、課内で検討し、特定妊婦に該当する場合、守口市児童虐待防止地域協議会に特定妊婦として報告し、支援している。	母子手帳交付数:1,091件 転入による受診券交換数146件に全数面接とリスクアセスメントを実施 妊婦をフォローした件数:実411件 (特定妊婦46件、要フォロー妊婦365件)	B	面接時に全数「リスクアセスメントシート」(大阪府作成)を使用した、妊娠時のリスク判定を実施していく。シートの内容についても、府や関係機関の助言やガイドラインを活用して見直しを行い、より詳細なリスク判断を行っていく。
				<ul style="list-style-type: none"> 経過観察が必要な乳幼児とその保護者への保健指導・個別相談を充実し、必要に応じて「育児教室」等集団指導も実施していきます。 必要な相談・指導が受けられるよう、あらゆる機関との連携を図ります。 	健康推進課	経過観察が必要な児童に対して、保健師をはじめ、栄養士や保育士からの個別の相談・指導に加え、必要に応じて育児教室等育児教室などの集団指導を実施している。教室に関わるスタッフの勉強会等を通じて、教室内容の充実やスタッフの体制強化を図っている。また、臨床心理士にも協力を仰ぎ保護者向けの講話等を取り入れ、保護者への支援の強化を図っている。	「のびのび教室」 * 健診後のフォロー教室として、発達経過観察・支援のため実施 週1回の集団指導を目的とした育児教室 週4コース開催 開催回数128回 参加延921組	B	保護者支援の必要性が年々高まっている現状から、臨床心理士の講話や個別相談等の保護者支援を行い、保護者への支援強化を継続する。発達支援の必要な児に対してはより専門性の高い療育へ繋ぐため、引き続き療育機関ならびに障害福祉課との連携を図る。スタッフの体制強化や資質向上を図るための勉強会を開催し、教室内容の充実を図る。
2	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	妊婦に対する健康診査	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦の健康保持・増進を図り、妊娠に伴うリスクを軽減させるため、母子健康手帳交付時等の機会を活用し、妊婦健診の受診券の交付を行い、受診率の向上に努めます。 	健康推進課	母子健康手帳交付時ならびに、転入した妊婦の妊婦健診受診券交換時に、全数面接し、妊婦健診受診を促している。	平成29年度妊婦健診受診券使用枚数:延12,049件 1枚目使用数:1,027件	B	母子手帳交付時の面接で、妊婦健診の重要性や必要性を今後も引き続き伝えていく。
3	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	両親教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> 出産前からの子育て準備として、妊婦やその配偶者の体験・交流の機会である両親教室を実施し、子育てに関する情報提供を行うとともに、実践で役立つ知識の普及を図ります。 	健康推進課	沐浴体験や育児物品に実際に触れる機会を多く取り入れた構成とし、赤ちゃんがいる生活をより身近に感じられ、実際の育児場面に即した内容構成となるよう、体験を重視した教室運営を行っている。日曜版開催時には妊婦の配偶者同士が交流を図れる時間を設定している。 また、母子健康手帳交付時に両親教室のパネル提示等も行い、周知に努めている。	平日版(火曜日・2回1クール)と日曜版を交互に毎月開催 開催回数平日12回(6クール)、日曜版6回 参加延167組	B	昨年度に引き続き、アンケートから把握した参加者のニーズをもとに教室の内容や構成を再編し、より参加者が求める情報を提供できるよう努める。また、教室の開催の周知を母子健康手帳交付時に徹底し、広報掲載を行い、さらなる参加者の増加を図っていく。
4	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	乳幼児健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる機会を通じて、乳幼児健診の重要性を呼びかけるとともに、受診率の向上に努めます。 	健康推進課	4ヶ月児健診では、保健センターでの月2回の開催以外に、遠方の住民の受診率向上のため、東部、産院の各コミュニティセンターでの開催を毎月行っている。受診勧奨のため、広報・健康カレンダーで開催日を周知し、健診開催月ごとに対象者へ事前に個別通知案内を行っている。事前送付する問診票の中に「未受診の場合は、大阪府未受診者追跡ガイドラインに沿って、保健師が後日訪問または連絡をいたします」と記載。また、健診の意義や内容についてのリーフレットを作成し全数へ配布して、健診受診の必要性を説明している。未受診者に対しては、再案内や、保健師からの受診勧奨、大阪府未受診者追跡ガイドラインに沿って追跡を行い、受診につながるよう働きかけている。	4ヶ月児健診: 年48回開催、受診者1,070名/案内数1,094名、受診率97.8%(前年比-1.2%) 1歳6ヶ月児健診: 年24回開催、受診者数984名/案内数1,022名、受診率96.2%(前年比+1.1%) 2歳児歯科健診: 年24回開催、受診者数946名/案内数1,085名、受診率87.1%(前年比-3.1%) 3歳6ヶ月児健診: 年24回開催、受診者数871名/案内数1,016名、受診率85.7%(前年比+2.8%)	B	平成30年度より、4ヶ月児健康診査の健診会場を保健センター、東部コミュニティセンター、市役所本庁舎の3箇所(毎月各1回ずつ計3回)にて開催する。受診者の希望・交通の利便性を考慮し、会場を産院コミュニティセンターから市役所本庁舎に変更開催する。
5	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	新生児訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> 保健指導が必要な産婦および新生児(出生後28日以内の乳児)に対して助産師等による訪問指導を行い、好ましい母子関係の中で育児が行なえるよう虐待防止を含め、きめ細かな育児支援を行っていきます。なお、乳児家庭全戸訪問事業を兼ねています。 	健康推進課	平成23年度からは、全戸訪問事業を兼ねて、主に第1子には「新生児訪問」で助産師の訪問を実施。未熟児に対しては、出生順位に関わらず保健師等が訪問を実施している。	助産師による訪問件数:実446件、延460件	B	母子健康手帳交付時等に本事業の目的などを説明し、本事業の利用に繋がるよう、周知徹底を図る。また、訪問時は保健事業(健診・予防接種等)・子育て支援情報について引き続き提供する。
6	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> 生後4か月までの乳児(新生児訪問指導対象者を除く)を対象に、訪問員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報を提供し、保健指導が必要な家庭については、継続して支援を行っていきます。 	健康推進課	主に第2子以降には「こんにちは赤ちゃん訪問」で民生委員・主任児童委員または看護師が訪問を実施している。	新生児訪問も全戸訪問を兼ねているため、合計948件(内訳) 助産師訪問件数446件 看護師訪問件数65件 民生委員訪問件数269件 保健師訪問件数168件	B	平成30年度は4月から保育士も訪問に従事し、さらなる支援体制の充実を図る。母子健康手帳交付時等に本事業の目的などを説明し、本事業の利用に繋がるよう、周知徹底を図る。
7	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	かかりつけ医を持つように啓発	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康確保に向け、健診や予防接種等の機会を通じ、かかりつけ医の重要性を啓発し、かかり方についても周知を図っていきます。 	健康推進課	全戸訪問事業・新生児訪問事業等において、予防接種の説明とともに、近隣でかかりつけの医療機関をもつことの重要性を伝えている。4ヶ月児健診等で実施している「すこやか親子21アンケート」の中でも「かかりつけ医がありますか」という質問項目があり、かかりつけ医をもつことへの啓発となっている。	平成29年度4ヶ月児健診児に実施している「すこやか親子21アンケート」によると、受診者1,070名のうち、 かかりつけ医がある:786名 かかりつけ医がない:84名 何とも言えない:136名 無回答:64名	B	健診等で予防接種が滞りがち、かかりつけ医がないと答えた人等に対して、近隣の医療機関の紹介をし、かかりつけ医を持つことの必要性をこれまで以上に伝える。
8	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	小児医療に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 広報や市ホームページ等のあらゆる媒体を活用し、休日・夜間等の救急医療体制や相談等の情報提供を充実し、周知に努めます。 救急医療体制等の情報のひとつとして、小児救急電話相談等の情報も積極的に提供していきます。 	健康推進課	毎月の広報・健康カレンダーに情報を掲載している。新生児訪問を含む乳児全戸訪問にて、健康カレンダーや小児救急医療機関についての案内チラシや案内カードを手渡して配布し、口頭で医療機関について説明する。乳幼児健診や集団予防接種(BCG)の会場に、小児救急ダイヤル等の案内カードを設置し、自由に持ち帰ることができるようにしている。母子健康手帳の中にも小児救急ダイヤルが掲載されており、活用している。	広報への封入で健康カレンダーは全戸配布 全戸訪問事業実施948件 母子手帳交付者1,091件 BCG予防接種者:1,085件	B	集団予防接種会場での案内カードの自由配布については、口頭で周知し、情報提供の充実を図る。

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績	平成29年度実績	評価	今後の方針
9	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	予防接種の知識の普及	乳幼児健診等の機会を通じて、予防接種手帳の活用をすすめ、予防接種の種類や接種時期だけでなく、その有効性の理解促進に努めます。	健康推進課	4ヶ月児健診来所時や、転入手続きで保健センターの窓口来所時に予防接種手帳を配布し説明している。乳幼児健診では、予防接種の進捗状況に応じて、予防接種の必要性や接種についての情報提供を実施している。MRや日本脳炎については、乳幼児健診の案内や接種を勧奨する個別通知の中に、必要性の説明や、未接種者への個別勧奨についての内容を盛り込み、予防接種についての知識の普及を図れるような情報提供を行っている。	予防接種手帳配布数 4ヶ月児健診：1,070件 転入手続き来庁者：151件	B	広報・ホームページ、乳幼児健診や集団予防接種の機会を通じ、情報提供を継続していく。また、関係機関(認定こども園・保育所・幼稚園)に協力依頼し、チラシ配布やポスター掲示で周知に努める。
10	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	助産制度による分娩費の支援	経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦に対して、指定の助産施設での分娩費を支給していきます。	子育て支援課	経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦に対して、指定の助産施設での分娩費を支給した。	対象者：22人(平成29年度中に助産施設で分娩した人数) 内訳：A階層(生活保護世帯)12人、B階層(非課税世帯)10人 支給額：8,792,881円	B	引き続き制度が必要な妊婦がいれば、制度に基づき条件に応じて分娩費を支給する。
11	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	出産育児一時金	守口市国民健康保険に加入している方が出産したとき(妊娠12週以上の死産・流産を含む)に、その世帯主に対して一時金を支給していきます。 他の健康保険に加入している方については、ご自身の加入している健康保険にお問い合わせください。	保険課	国保被保険者が出産した場合に、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し、404,000円(※産科医療保障制度に加入している医療機関等で出産した場合は420,000円)の出産育児一時金を支給している。 なお、被保険者の出産費用支払の負担を軽減するため、被保険者が医療機関と合意した場合には、直接医療機関に支払っている。(直接支払制度)	支給件数：167件 支給総額：63,386,169円	B	今年度も、平成29年度と同水準の給付を維持していく。
12	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	子どもに関する医療費助成制度	0歳から中学校卒業まで(出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで)の子どもが疾病等で通院や入院をした場合に、その子どもにかかる医療費の一部を助成していきます。	子育て支援課	0歳から中学校卒業まで(出生の日から、満15歳に達して以降の最初の3月末日を経過するまで)の子どもが疾病等で通院や入院をした場合に、その子どもにかかる医療費の一部の助成を行っている。	対象者：14,877人(平成30年3月末) 助成件数：202,353件 助成額：404,357,535円	B	引き続き広報誌等を通じて、周知を行うとともに、守口市子ども医療の助成に関する条例に基づき、医療費の助成を行う。
12-2	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保	不妊治療に関わる医療に対する費用の経済的支援	子どもが欲しいと望んでいる夫婦に対して、不妊かどうか正しく判断し、適切な治療を受ける機会を支援するために、不妊検査及び不妊治療に要する費用の一部を助成していきます。	健康推進課	子どもが欲しいと望んでいる夫婦に対して、不妊であるかどうかを正しく判断し、適切な治療を受ける機会を支援するため、不妊検査および一般不妊治療に要する費用の一部(自己負担額の2分の1、上限5万円)を助成している。市ホームページで周知を行っており、関連情報として悩みの相談についても大阪府相談窓口の情報を提供している。	年間申請件数：44件	B	今後本事業のさらなる周知を図り、本事業を継続していく。周知方法としては、広報やホームページ掲載・本庁舎にてチラシ設置の他に、市内医療機関に協力依頼しポスター・チラシを掲載します。
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】 <推進項目2. 就学前の教育・保育の充実(No.13-No.22)>									
13	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	教育・保育施設等での取組み	集団生活を通しての他者との関わりの中で、仲間を支える思いやりの心とともに、基本的な生活習慣を身につけ、子どもの主体性や豊かな感性を育むよう努めるとともに、家庭と連携し、自己と他者への基本的信頼感を育てていきます。	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	「市立施設」 昨年度と同様、集団生活のなかで基本的な生活習慣を身につけるとともに、常に児童の次の行動を予測して必要な用具等を準備し、児童本人が主体的に行動することで、様々な経験ができるような環境設定を行った。 「私立施設」 各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。	「私立施設」(抜粋) ・季節行事を大切に、四季折々の活動体験を行った。 ・集団生活の中で、子どもの主体性を大切に活動に重点をおき、遊びの中の学びを多く取り入れた。 ・家庭での状況を把握しながら、個々にあった指導、計画を策定し、実践に繋がった。	B	「市立施設」 今後も継続して実施していくとともに、改訂された認定こども園教育・保育要領等の内容等も取り入れ、また、保育教諭間での議論もより深めながら、保育内容の一層の充実を図っていく。 「私立施設」(抜粋) ・新しい認定こども園教育・保育要領等に則った教育・保育計画を立てていき、子どもの状況等を正確に捉え、今後の保育内容の充実を目指す。 ・日々の保育をより良いものとするため、保育教諭に対してPDCAサイクルの意識付けを徹底し、保育内容を充実させていく。
14	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	異年齢交流	子どもが人と関わる力を培うとともに、小学校教育への円滑な接続ができるよう、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、近隣市立小・中学校等との交流や連携の充実に努めます。	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	「市立施設」 近隣の小学校との交流ができるよう計画を立て、異年齢の人と接する機会を設けることで、また、市立中学校の生徒の職場体験の受け入れを行うことで、様々な年齢の人を出来る限り身近に感じられるよう取組を行ってきた。 「私立施設」 多くの私立認定こども園、幼稚園、保育所においても、各園で右記のような取組を実施。 一部の小規模保育事業所においても、連携施設との交流や戸外での遊びをとおして、小学生等の異年齢と交流することで自ら挨拶するなど人と関わる力を培う環境設定を行った。	「市立施設」 ・年間1~2回程度。 ・参加者は主に4・5歳児。 ・近隣の小学校、中学校、高校の生徒との交流。 「私立施設」(抜粋) ・近隣の小学校1年生との交流や近隣の中学生の職場体験。 ・小学校への校舎見学、校庭での遊びを通じて、小学校の雰囲気慣れさせる。 ・小学校1年生の授業風景の見学を実施した。	B	今後も公立・私立施設において、継続して事業を実施していくとともに、教育・保育の連続性の観点から、交流頻度、時間についても検討していく。 また、小学校教諭と保育教諭等との交流機会についても検討していきたい。
					学校教育課	小学校及び義務教育学校前期課程との交流会、授業見学、合同避難訓練などを通じた幼小連携の充実がなされた。 また、給食体験や小学校プールでのプール遊びなど、学校により特色のある取組を実施した。 中学校及び義務教育学校後期課程の職場体験やプール遊び等で中学生と幼児の交流の機会も持たせた。	(平成29年度)公立幼稚園と小中学校等との交流状況 小学校及び義務教育学校前期課程：5校 8回 中学校及び義務教育学校後期課程：5校 8回	B	今後も、小学校教育への学びの円滑な接続ができるよう、こども施設課と連携し、市立小中学校等と認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所との交流や連携の充実に努める。

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績内容	平成29年度実績	評価	今後の方針
15	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> 地域の文化や伝統の伝承等を通じて、子どもと地域の交流を深めるため、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、シルバー人材センター等との連携により、地域の高齢者との交流を実施していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。	「市立施設」 ・クリスマス会や伝承遊びなどの行事の際に地域の高齢者を招待し、交流を行った。 ・老人福祉施設等に訪問し、高齢者との交流を行った。 「私立施設」(抜粋) ・餅つきを通して近隣の高齢者と交流を行った ・近隣の老人福祉施設に訪問し、高齢者と交流を行った。 ・地域の高齢者が主催ジャガイモ掘りに参加し、交流を行った。	B	今後も引き続き、地域の老人福祉施設等への訪問や地域の町会等で開催される行事に参加し、高齢者との交流を行う。
16	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	保育教諭・幼稚園教諭・保育士の資質・能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修会の開催を通じて、保育教諭、幼稚園教諭および保育士の資質や技術の向上を図ります。 保育教諭、幼稚園教諭および保育士による合同研修等を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	教育・保育のあらゆる分野に対応できるよう、また、資質や技術の向上を図るため、市主催、または私立施設が共同で保育教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象に研修会を開催した。 また、研修で学んだ内容等については、各園での園内研修を実施し、保育教諭等との間で共有を図った。	研修の受講については、各施設で実施。 市主催の研修については、下記のとおり。 ・幼稚園教諭研修:5回(延158人) ・幼稚園長研修:2回(延10人) ・保育士研修:9回(延994人) ・保育士研究会:12回(延388人) ・延長保育士研修:2回(延74人) ・看護師研修:2回(延142人) ・保育教諭等への障がい児支援研修:3回(延71人)	B	今後も市主催の研修については継続して実施していく。市以外の主催の研修についても、職員のキャリアアップ、経験年数に応じた各種研修会当の受講の機会を私立施設に対し広く周知していく。 市主催の研修については、研修後のアンケートを活用し、より充実した内容のものにしていく。
					学校教育課	幼稚園等の園長及び教諭に対する研修会を実施した。 また、幼稚園等の教諭を対象とした研修会において、市内の公私の幼稚園、保育所、認定こども園等、全園に案内を送り、幼稚園教諭や保育士などによる合同研修を10回開催した。	園長研修 2回 教諭研修 7回 人間関係研修 各園3回×5園=15回 園内研修(障がい児理解研修含む)5回×5園=25回 公開園内研修 各園1回×5園=5回 うち、他園所等に周知し、合同研修としたもの 教諭研修 5回 公開園内研修 各園1回×5園=5回 計10回 参加人数(園内研修分を除く)は、 私立職員数 36名、公立職員数 122名	B	今年度については、こども施設課と連携し、教育・保育合同研修の中で、新学習指導要領の内容を扱うなど、教育に関する部分の資質向上に努める。また、公立認定こども園の公開園内研修に参加し、小学校への学びの接続に向けての指導、助言を行う。
17	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	障がいのある乳幼児への支援	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、障がいのある乳幼児に対する統合教育・統合保育の充実を図ります。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。	「市立施設」 ・インクルーシブ保育を実施。市立保育所、認定こども園では、巡回指導時に統合保育の意味を周知するとともに、専門講師とともにその充実に向けて検討を行った。 ・市立認定こども園、幼稚園では年に2回、支援学校教諭による相談指導を受けた。 「私立施設」(抜粋) ・臨床心理士、キンダーカウンセラーによる巡回を実施。 ・定期的にお便りを発行し、気兼ねなくカウンセリングを受けられる環境づくりを行った。 ・保護者との連携を密にし、家庭や専門医からの配慮事項の聞き取りや園での状況を共有し定期的な個人面談を実施した。	B	今後も引き続き実施するとともに、職員の知識向上のためにより専門的な研修の開催、受講の促進を行っていく。(平成30年度においては、市と私立園が共同で、年間を通して守口市教育・保育合同研修(平成30年度は15回の開催を予定)を実施し、インクルーシブ保育や支援が必要な子どもの支援方法についての研修などを実施。)
					学校教育課	インクルーシブ教育の充実に向けて、市リーディングスタッフによる巡回相談等を行い、障がいのある幼児への配慮、支援について指導助言を行った。 また、学校教育課主催の支援教育講演会を幼稚園等の教諭を対象とした研修会にも位置づけることで、幼稚園教諭等が支援教育について学ぶ機会を設定を行った。	平成29年度、公立幼稚園等においては、各園2回ずつ、リーディングスタッフによる巡回相談を行った。私立認定こども園等においては、依頼を受けた際に巡回相談を行った。 支援教育講演会(4月):幼稚園教諭等延69名参加	B	今後も、市リーディングスタッフの訪問相談による、障がいのある幼児への配慮、支援についての指導助言や、支援教育講演会等の開催によりインクルーシブ教育について深める機会を設定する。
					こども施設課(旧保育・幼稚園課)	「市立施設」 障がいのある乳幼児に対して施設で適切な支援が出来るように巡回相談を実施。 「私立施設」 各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。	障がいのある児童の在園状況や障がいの内容等の状況に応じて巡回の回数は変動するものの、言語聴覚士、大学講師及び作業療法士とともに市立・私立認定こども園、保育所を対象に年間2回～3回程度訪問し、児童への接し方や保育方法等について相談、指導を行った。 「市立施設」 市立認定こども園及び幼稚園では年に2回、支援学校教諭による相談指導を受けた。 「私立施設」(抜粋) ・臨床心理士が日常の園児の様子を観察し、巡回指導を行うなど、学級担任との連携を図りながら個別の指導計画を策定した。 ・支援学校に職員が訪問し、子どもの状況について相談や情報交換を行うとともに、研修に参加した。	B	今後も引き続き実施していくとともに、巡回1回あたりの時間を延ばし、大学講師等に、よりきめ細やかに子どもの様子やクラスの状況を把握してもらい指導を受けることで、より良い保育に繋げる。また、子どもの発達をつなぐを踏まえた相談体制を構築し、職員間での情報共有をしっかりと行った中で教育・保育を行っていく。
学校教育課	平成29年度は、園内研修において「障がい児研修」を各園2回ずつ実施。 守口支援学校の指導教諭等を講師として招聘し、巡回相談と支援教育に係る研修講師として指導、助言をいただいた。	2回×5園=10回 実施	B	今後も引き続き実施するとともに、訪問相談については、私立幼稚園等のニーズにも柔軟に対応できるよう、推進していく。					

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績内容	平成29年度実績	評価	今後の方針
18	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	幼保小連携強化の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所および市立小学校において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を強化していきます 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<p>「市立施設」 認定こども園、保育所、幼稚園から小学校までの発達の連続性を踏まえ、小学校での生活をスムーズに送ることができるよう、カリキュラムを作成し、日々の教育・保育を行った。</p> <p>「私立施設」 各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。</p>	<p>「私立施設」(抜粋) ・スムーズに小学校生活を送ることができるよう小1プロブレムを意識した教育・保育を行った。 ・幼稚園教育要領、保育指針、教育・保育要領の改訂を踏まえ、幼児期の終わりまで育て欲しい姿を教職員全体で理解しながら年齢や発達に即した保育を進められるよう、心掛けた。</p>	B	<p>「市立施設」 今後も引き続き実施していくとともに、平成30年度については、幼児期の子どもが小学校にスムーズに上がれるよう、幼小接続期カリキュラムの策定に向けた作業を行っていく。</p> <p>「私立施設」 認定こども園教育・保育要領等の改訂等に伴う年間計画等の見直し、検証について職員間で議論を深め、行っていく。</p>
					学校教育課	<p>平成29年度は、幼稚園等の教諭を対象とした研修会において、市立学校や市内の公私の幼稚園、保育所、認定こども園等、全園に案内を送り、幼稚園教諭や保育士、学校の教諭などによる合同研修を10回開催した。</p> <p>また、就学に向けて公立幼稚園等で行っている取組を他の施設園所長や校長会、教頭会等で伝えることで、横のつながり・縦のつながりを深める機会とした。</p>	<p>学校・他園所等に周知し、合同研修としたもの 教諭研修 5回 園内研修 各園1回×5園=5回 計10回</p> <p>校長会・教頭会 全49名 園所長会 全14名</p>	B	こども施設課と連携し、学習指導要領の改訂も踏まえ、引き続き研修内容の充実に向け取り組む。
					こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<p>「市立施設」 保育所に勤務する保育士と幼稚園に勤務する幼稚園教諭で合同会議を開催し、情報共有を行うことで教育内容、環境等の充実に向けた意見交換を行った。</p> <p>「私立施設」 各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。</p>	<p>「私立施設」(抜粋) ・保育時間中、手を上げて返事をするなどの学校に入っても違和感なく生活できるよう意識している。 ・小学校の先生に来ていただき、運動遊び等の指導を受けた。 ・当番活動を通して、自分の役割に責任を持って行うことの大切さを伝えている。</p>	B	<p>「市立施設」 今後も引き続き実施していくとともに、平成30年度については、幼児期の子どもが小学校にスムーズに上がれるよう、幼小接続期カリキュラムの策定に向けた作業を行っていく。</p> <p>「私立施設」(抜粋) 小学校教諭と保育教諭で共通課題や意識が持てるような研究会が実施できないか検討、働きかけを行っていく。</p>
学校教育課	<p>平成29年度は、幼稚園等の教諭を対象とした研修会において、市立学校や市内の公私の幼稚園、保育所、認定こども園等、全園に案内を送り、幼稚園教諭や保育士、学校の教諭などによる合同研修を10回開催した。</p> <p>また、就学に向けて公立幼稚園等で行っている取組を他の施設園所長や校長会、教頭会等で伝えることで、横のつながり・縦のつながりを深める機会とした。</p>	<p>学校・他園所等に周知し、合同研修としたもの 教諭研修 5回 園内研修 各園1回×5園=5回 計10回</p> <p>校長会・教頭会 全49名 園所長会 全14名</p>	B	こども施設課と連携し、学習指導要領の改訂も踏まえ、引き続き研修内容の充実に向け取り組む。					
19	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	就学前相談	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園および保育所において、在園児に限らず乳幼児の保護者を対象に、子育て相談を随時実施し、育児の負担感、孤立感の軽減に努めます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<p>「市立施設」 保護者の育児の負担軽減や孤立感の解消のために、各施設での子育て支援活動時に相談を受け付けたり、随時電話での相談を行った。特に保育所、認定こども園での子育て支援活動時には、主任児童委員に協力を依頼し、相談体制を整えた。</p> <p>「私立施設」 多くの私立施設において実施。各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。</p>	<p>「市立施設」 全ての施設で実施(保育所:9園、幼稚園:3園、認定こども園:2園)</p> <p>「私立施設」(抜粋) ・スマイルサポーターや保育心理士を配置し、育児相談を実施した。 ・在園児の保護者だけでなく園庭開放などに来た地域の子育て家庭の保護者にも声掛けなどをし、相談しやすい雰囲気作りを行った。</p>	B	今後も引き続き実施していく。 園庭開放や子育て相談を実施する際に地域の子育て家庭の保護者が利用できるような周知に努めるとともに、一人親家庭や引きこもりがちな親などの参加を促進できるような周知方法についても検討していく必要がある。
20	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	子育て講演会	<ul style="list-style-type: none"> 身近な公民館で、子育てに関する主催講座や講演会を実施していきます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	<p>年間を通じて、中部コミュニティセンター及び中部エリアコミュニティセンターにおいて子育てに関する講座を開催した。</p>	<p>家庭教育講座「ちょっと楽になる子育ての工夫」一緒に考えてみませんか? : 計2回開催、延6名参加 コモンセンスペアレンティング: 計3回開催、延20名参加 家庭教育講座「子どもと仲良く暮らそう」: 計3回開催、延37名参加 ママカフェ: 計7回開催、延56名参加 ママのためのハッピー講座: 計2回開催、延26名参加</p>	B	引き続き子育てに関する講座、講演会等を市民のニーズ等に合わせ開催していく。 講師については可能な限り市内で活躍する親学習リーダーを招き、地域で子育てを考える機会の提供に努める。
21	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	子育て便りの発行	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園および保育所において、子育てに関する情報を掲載した保護者に向けたお便りを定期的に発行し、認定こども園、幼稚園および保育所と保護者との連携、信頼関係の構築を図ります。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<p>「市立施設」 在園児を対象に園便り、クラス便り、保健便りを月に1回配布するとともに、在園児童以外の子どもにも、子育て支援に参加した親子を対象に子育て便りを配布した。</p> <p>「私立施設」 各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。</p>	<p>「私立施設」(抜粋) ・保健便りや、園独自の子育て情報誌を学期ごとに1回、園利用の保護者や園庭開放に来た親子に配布した。 ・園のホームページにて日々の園の様子を公開している。 ・睡眠、食事などの基本的な生活習慣や長期休暇中の過ごし方、就学に向けた取組など保護者として注意すべきことなどを月1回の園便りにて知らせている。</p>	B	<p>「市立施設」 今後も引き続き実施するとともに、更に多くの家庭に配布できるよう配布方法等について検討していく。 また、内容の充実にも取り組んでいく。</p> <p>「私立施設」(抜粋) ・紙媒体だけでなく、電子媒体での情報発信、お知らせについても検討していきたい。 ・保護者にとってより見やすい内容のものに改善していく。</p>
22	子どもの豊かな成長支援	就学前の教育・保育の充実	教育・保育施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心な保育環境の整備に向け、教育・保育施設の耐震化に努めます。 公立施設においては、再編整備にあわせ、建て替えにより耐震化を図ります。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<p>「市立施設」 再編整備計画に基づき、施設の集約化を実施。</p> <p>「私立施設」 耐震化が必要な施設において施設整備を実施。</p>	<p>「市立施設」 再編整備計画に基づき、施設の集約化を実施し、平成30年4月から開園となるにじいろ認定こども園については、園舎を新築した。(平成30年度4月から市立施設は認定こども園3園に集約)</p>	B	市立施設については、3園に集約し、園舎を新築したことから全ての園について、耐震基準を満たす施設となった。

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の取組内容	平成29年度実績	評価	今後の方針
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】 <推進項目3. 生きる力を育む教育環境の整備(No.23-No.39)>									
23	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校に通う子どもが楽しく参加し「わかる・できる」授業づくりを進めながら、少人数グループ指導によるきめ細かな指導を充実させるとともに、放課後学習等の実施により家庭での学習習慣の確立に向けた取組みを進めます。 	学校教育課	<p>全校で学力向上プランを作成し、組織的に取り組めるよう、年5回の授業改善に係る研修ならびに、年3回の学力向上に係る教員を対象とした学力向上推進教員会議を実施。</p> <p>また、市内の好事例を校長会、教頭会、学力向上推進教員会議等で発信した。</p> <p>中学校及び義務教育学校後期課程に対しては、1・2年生を対象に家庭学習冊子を配布。市費による加配教員を配置し少人数指導並びに放課後学習の充実を図った。</p> <p>また、土曜日学習を研究指定校2校において実施した。</p>	<p>授業改善推進研修(全5回): 延115名参加</p> <p>学力向上推進教員会議(全3回): 延72名参加</p> <p>学力向上プラン: 23校全校で作成</p> <p>家庭学習冊子を中学校及び義務教育学校後期課程1・2年生全生徒へ配布。市費加配教員を中学校及び義務教育学校後期課程全8校へ1名ずつ配置(計8名)</p> <p>土曜日学習(研究指定校2校の5、6年生対象)</p> <p>庭窪小学校: 17名参加(5年生 9名、6年生 8名)</p> <p>藤田小学校: 8名参加(5年生 4名、6年生 4名)</p>	B	<p>本市における児童の家庭学習習慣は、現在、各学校で毎日の宿題に加え、自学自習ノートの活用、また、定期的な放課後学習会の開催などの取組を行っているところであり、年々改善傾向はみられる。</p> <p>しかし、全国学力・学習状況調査の結果から、平日、土日における学習を「全くない」と回答している児童・生徒の割合が全国の約2～3倍という状況である。</p> <p>そこで、長期休業用の家庭学習冊子を作成・配布するとともに、児童に学習機会を提供し、家庭での学習習慣の定着を図るため、民間活力を活用した土曜日における学習会を拡充するため、平成30年度も研究指定校2校で実施し効果検証を行う。</p>
24	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 新体力テスト等により市立小・中学校に通う子どもの実態把握を行い、体育の授業だけでなく外遊びの奨励を行うなど、教育活動全体を通して、健康の保持・増進および体力の向上に係る取組みを進めます。 	学校教育課	<p>各校において策定された「体力向上プラン」における指導内容をもとに、各学年の児童・生徒の実態に合わせて、体育科(保健体育科)の授業研究を進めつつ、新体力テストの実施により把握した結果内容を踏まえ、教育活動全体を通して、健康の保持・増進及び体力の向上に係る取組を掌握した。</p>	「体力向上プラン」・「新体力テスト」全校策定・実施	B	<p>これまでの「体力向上プラン」を「体力向上アクションプラン」とし、新体力テストの結果等を踏まえ、これまで以上に各校の課題に正対した具体的な取組を進められるよう、守口市全体として体力向上に取り組んでいく。</p>
25	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	心の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会を持ちながら、人権教育および道徳教育の充実を図り、子どもの豊かな人間性と社会性を育みます。 	学校教育課	<p>全教育活動を通して人権教育及び道徳教育に取組み、道徳教育全体計画・年間指導計画・別業に基づいて指導を行った。</p> <p>特に今年度はさつき学園を道徳教育研究指定校として、公開授業等を実施した。</p>	<p>道徳の授業参観を行った学校(※全校で実施)</p> <p>小学校及び義務教育学校前期課程: 16校</p> <p>中学校及び義務教育学校後期課程: 8校</p>	B	<p>中学校での全面実施に向け「特別な教科 道徳」に向けた研究を進める。</p> <p>道徳教育推進教師を中心として道徳教育推進のため校内体制を整え、指導力の向上を目指す。</p> <p>市教育委員会主催の研修を充実させ、授業力向上を目指すとともに、評価の研究を進める。</p>
25-2	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	小・中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校では、「確かな学力」の定着や健康な心と体の育成のため、中学校区で学校・家庭・地域が力を合わせ、「めざす子ども像」を共有し、特色のある授業づくりに取り組むなど義務教育9年間の学びと育ちのつながりを意識した一貫教育を推進していきます。 	学校教育課	<p>各中学校区等において、「めざす子ども像」を共有し、「学びをつなぐ取組」や「育ちを支える取組」など、校区で連携した取り組みを行い、相互参観、合同授業研究会、合同研修等、小中学校の教職員の協働を進め、小6中学校体験や小中交流及び合同行事等、教育活動の連続性を図る取組を推進した。</p> <p>一昨年度より各中学校区で教育フォーラムを開催し、小中一貫教育の取組みを報告し、地域及び家庭に協力も依頼した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全中学校区における教育フォーラムの実施 参加実績: 教職員557名+PTA等720名=1,277名 ・小等6→中等1への不登校数の増え方 H27→28 : 4.20% / H28→29 : 1.55% 	B	<p>指導の一貫性を深める取組の推進として、合同授業研究会の更なる充実や研究協議を通して指導法の改善を促していく必要がある。</p> <p>9年間で一貫性のある系統的、継続的な教育活動を検討し、9年間を見通した学習規律の取組み、学校のきまり等を推進する。</p> <p>また、地域とともにある学校づくりに繋がる取組として、家庭学習習慣の設定など、子どもたちに付けたい力等について学校からの積極的な情報提供及び各中学校区等での教育フォーラムの実施について、保護者や地域にも協力依頼等進める必要がある。</p>
26	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	進路先訪問	<ul style="list-style-type: none"> 市立小学校では、進学する中学校を訪問し、部活動を体験することなどにより、不安なく中学校へ進学できるように図ります。 	学校教育課	<p>小学校及び義務教育学校前期課程の6年生が中学校及び義務教育学校後期課程の部活動等体験に参加し、進学することへの期待感を高める取組を行った。</p>	<p>全校にて実施</p> <p>樟風中学校区、さつき学園では、定期的に部活動体験に参加できる仕組みを確立</p>	B	<p>先行実践等を校長会で情報提供するとともに、中学校の部活動の状況について各校で共有できるよう発信していく。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> 市立中学校では、高等学校の体験学習会やオープンキャンパス等を利用して、進学を希望する高等学校等への訪問を進め、進学の意欲を高めていきます。 	学校教育課	<p>中学校及び義務教育学校後期課程の3年生に対し、高等学校の体験学習会やオープンキャンパス等を周知、奨励し、進学することへの期待感を高める取組を行った。</p>	全校にて実施	B	<p>今後も引き続き高等学校と連携し、情報提供に努めていく。</p>	
27	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	職場体験学習	<ul style="list-style-type: none"> 市立中学校では、職場体験の目的や社会のマナー等を学ぶ事前学習のうえ、複数日に亘る職場体験学習を実施し、その後子どもたちが自身の体験を発表し共有するなどの事後学習も行うことで、様々な仕事についての理解を深め、望ましい職業観、勤労観を育成していきます。 	学校教育課	<p>全中学校及び義務教育学校後期課程の2年生生徒の職場体験を実施。事前・事後指導を行うことで、一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度の育成を図る取組を行った。</p>	<p>全8校で最長3日間の職場体験</p> <p>施設は延374施設(同施設の場合もある)</p>	B	<p>中学校区におけるキャリア教育全体計画をもとに、全ての教育活動の中で、キャリア教育を推進していく。</p> <p>また、職場体験は29年度同様、全校にて実施していく。</p>
28	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	自然体験学習	<ul style="list-style-type: none"> 専門家による農業体験等の出前授業や宿泊行事の星空観察など、市立小・中学校に通う子どもが自然に触れる機会をもち、自然に親しむ心を育む教育を進めていきます。 	学校教育課	<p>全校にて、校外学習または宿泊を伴う校外学習などを通して、自然体験学習を実施。</p>	<p><小学校及び義務教育学校前期課程></p> <p>5年 林間学舎</p> <p>6年 修学旅行</p> <p><中学校及び義務教育学校後期課程></p> <p>1年 スキー実習、少年自然の家での自然体験学習</p> <p>2年 青少年自然の家などでの自然体験学習</p> <p>3年 修学旅行</p>	B	<p>継続して取り組んでいく。</p>
29	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	福祉体験	<ul style="list-style-type: none"> 車いすを使った身体障がい者体験、アイマスク・盲導犬を活用した視覚障がい者体験を行うとともに、老人ホームや障がい者作業所への職場体験等による交流を通して、すべての人が生きていくことの大切さを学ぶ教育を進めていきます。 	学校教育課	<p>各校において、アイマスク体験や手話体験、車いす体験等、体験型学習とともに、実際に作業所の方との交流会等を実施した。</p>	<p>市立学校全校で実施しており、在籍する児童、生徒の実態に応じて教員が設定した内容について取り組んだ。</p>	B	<p>今後、体験型学習だけではなく、当事者の方々との交流等を含め幅広く実践がされるよう進めていく。</p>

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績内容	平成29年度実績	評価	今後の方針	
30	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	花の植栽を通じた障がいのある人との交流	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市立幼稚園や市立小学校では、子どもが障がいのある人と一緒に花の苗を植えるなどの交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めていきます。 ■ 市立幼稚園や市立小学校では、子どもが障がいのある人と一緒に花の苗を植えるなどの交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めていきます。 	<p>こども施設課 (旧保育・幼稚園課)</p>	<p>市立幼稚園では、障がい者の事業者の方に幼稚園に訪問してもらい、園児とともに花の苗植え等を通じたふれあい交流を行った。</p>	<p>市立幼稚園において、各園年2回程度実施した。</p>	B	<p>平成30年度においては、市立認定こども園3園において引き続き年間2回程度実施する。実施回数等の増加については、今後検討していく。</p>	
				<p>学校教育課</p>	<p>花の苗の栽培等を通して、園児、児童が障がいのある方との交流を積極的に行い、ともにふれあう中で、障がい者(児)理解を深めることができた。</p>	<p>前期:各校135ポット/各園85ポット 後期:各校135ポット/各園85ポット</p>	B	<p>今後は植え付け以外の活動へも繋げ、より充実させていく。</p>		
31	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	図書環境の充実と読み聞かせ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園、幼稚園および保育所で、絵本に親しみやすい図書コーナーの整備に努め、また職員をはじめ、地域コーディネーターや中学生による絵本などの読み聞かせを行っています。 	<p>こども施設課 (旧保育・幼稚園課)</p>	<p>「市立施設」 市立施設においては、全ての施設において絵本の図書コーナー等を設置済。 「私立施設」 各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。</p>	<p>「市立施設」 ・新たな絵本を設置し、図書コーナーの充実を図った。 ・絵本の読み聞かせについては、日々の教育・保育の中で1日に数回行っており、また、地域コーディネーターや中学生による絵本の読み聞かせについても年に2回程度実施した。 「私立施設」(抜粋) ・職員による読み聞かせを毎日行った。 ・地域コーディネーター、中学生等による読み聞かせを実施。 ・地域開放、施設開放時に毎回、大型絵本や紙芝居の読み聞かせを実施</p>	<p>「市立施設」 ・今後も引き続き実施するとともに、絵本の読み聞かせを行う回数等がさらに増加するよう関係団体と調整を行う。 「民間施設」(抜粋) ・保護者による絵本の読み聞かせの実施。 ・子どもが好んでいる絵本、季節に応じた絵本の読み聞かせを実施。 ・各年齢ごとに絵本の定期購読を実施。</p>	B	
				<ul style="list-style-type: none"> ■ 親密な親子関係の構築に役立てるため、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、在園児だけでなく園庭開放などの機会を利用して未就園児にも絵本の貸出しを行うなど、親子で一緒に絵本を読むことを推奨していきます。 	<p>こども施設課 (旧保育・幼稚園課)</p>	<p>各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。</p>	<p>「市立施設」 ・全ての施設において、園庭開放や子育て支援交流活動時に絵本の貸し出しを実施。 「私立施設」(抜粋) ・在園児だけでなく、地域の子どもを対象とした絵本の貸し出しを実施。</p>	B	<p>今後も引き続き絵本の貸し出しを行うとともに、親子と一緒に絵本に触れることの出来る環境の整備(機会の創出等)を行っていく。</p>	
				<ul style="list-style-type: none"> ■ 市立小・中学校において、学校司書による推薦図書コーナーの設置や昼休み時間の図書室の開放等、図書環境の充実にも努めます。 	<p>学校教育課</p>	<p>各中学校区等に学校司書を配置することにより、学校図書館の環境整理、貸出補助、子どもへの読み聞かせ等、読書活動の充実と学校図書館の整備の推進に努めた。</p>	<p>学校司書10名(7中学校区・1義務教育学校) 総蔵書数233,673冊 1校平均9,736冊 延約8,842時間</p>	B	<p>今後も学校と学校司書が連携することにより、さらなる読書活動の充実及び学校図書館の整備を推進していく。</p>	
				<ul style="list-style-type: none"> ■ 市立小学校において、学校司書やボランティアによる読み聞かせを行うほか、高学年の図書委員による低学年への読み聞かせを行っています。 	<p>学校教育課</p>	<p>各中学校区等に学校司書を配置することにより、学校図書館の環境整理、貸出補助、子どもへの読み聞かせ等、読書活動の充実と学校図書館の整備の推進に努めた。</p>	<p>学校司書10名(7中学校区・1義務教育学校) 総蔵書数233,673冊 1校平均9,736冊 延約8,842時間</p>	B	<p>今後も学校と学校司書が連携することにより、さらなる読書活動の充実及び学校図書館の整備を推進していく。</p>	
				<ul style="list-style-type: none"> ■ 第二次守口市子ども読書活動推進計画(平成28年度策定予定)に基づき、認定こども園、幼稚園および保育所での読み聞かせやムーブ21(守口市生涯学習情報センター)やエナジーホール(守口文化センター)などの市内図書室の図書環境の充実、ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)での読書事業を推進していきます。 	<p>生涯学習・スポーツ振興課 (旧生涯学習課)</p>	<p>子ども読書支援事業、ブックスタート支援事業、図書館教育支援事業、図書館利用促進事業を中心に、子どもたちの知的好奇心を養い、読書活動・学習活動が活発に行われるような取組を年間を通して行った。 また、ムーブ21や文化センターでは、年間を通じて「子どもの読書活動支援事業」として多くのイベントを通じて子どもたちが図書に触れる機会の提供を行った。</p>	<p>「おはなし劇場」:計10回開催、延べ127名参加 「ぬいぐるみのお泊まり会」:7名参加 「おはなし会」市内保育所・認定こども園:計12回開催 「おはなし会」児童クラブ:計8回開催 「絵本のひろば」児童センター:計11回開催 「絵本ミュージカル」:64名参加 「絵本ライブ」:60名参加 「絵本の読み手ボランティア養成講座」:計6回開催、延べ95名参加 「ブックスタート・ワークショップ」:27名参加 (文化振興事業団主催事業) 「おはなし会」:計23回開催、延べ1,115名参加 「子ども読書の日記念春のお楽しみ会」:32名参加 おはなし読み聞かせボランティア養成講座:計2回開催、延べ16名参加 「夏のお楽しみ会」:60名参加 「地域コーディネーターによる中学生おはなし会研修会」:46名参加 「銀河鉄道の夜」DVD上映会:130名参加 「秋の読書週間記念ぬいぐるみお泊まり会」:7名参加 「絵本の読み聞かせコンサート」:計2回開催、延べ110人参加 他、年間を通じて司書のおすすめ本の展示やリストの配付を実施</p>	B	<p>引き続き年間を通じた子ども読書活動推進事業として、市内の認定こども園等で「おはなし会」を開催し、市内で活動する絵本の読み手サークルを派遣するとともに、中部エリアコミュニティセンターで毎月「おはなし劇場」を開催し、今後も幼少期から絵本に触れる機会を提供していく。 また、子ども読書の日などの読書に関する記念日に関連した記念事業を企画する。 ムーブ21、文化センターにおいても、引き続き子ども読書活動支援事業を推進していく。</p>	
				<ul style="list-style-type: none"> ■ ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)では、市内図書室を市民が積極的に利用したいと思えるような図書環境の充実にも努めるとともに、図書館司書等による読み聞かせのほか事業やイベントホールでの絵本作家講演会等も行っていきます。 	<p>生涯学習・スポーツ振興課 (旧生涯学習課)</p>	<p>上段に同じ</p>	<p>上段に同じ</p>	B	<p>上段に同じ</p>	

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績内容	平成29年度実績	評価	今後の方針
32	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	中学校校区連携推進協議会(すこやかネット)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校、PTA、青少年育成団体・町会等の人々が構成員となった中学校校区連携推進協議会を開催し、学校・家庭・地域が一体となった取組みの中で、地域の方々に広く参加してもらえるフェスタ、子育て支援事業などの活動を開催していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	市立施設においては、中学校校区連携推進協議会に参加している施設については、年に数回開催される中学校校区連携推進協議会の場で保育所が実施している子育て支援等に関する情報提供等を行った。 中学校区連携推進協議会に全ての市立・私立認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所が加入している訳ではないが、加入している施設においては、右記のような取組を実施した。	「私立施設」(抜粋) ・地区コミュニティ協議会主催の地域フェスタや夏祭りなどに保護者、園児、保育教諭が参加した。 ・協議会に参加し、校区フェスタの案内を保護者全員に配布するなど、地域活動への参加を促した。 ・絵本の貸し出し、園庭開放等、地域の方に利用していただいた。 ・地域で開催される文化祭等への行事に参加した。	B	「市立施設」 今後も引き続き中学校校区連携推進協議会に加入し、子育て支援に関する情報等を発信していくとともに、参加していない施設に対して積極的に参加を促していく。 「私立施設」(抜粋) ・地域の子育て家庭に気軽に利用してもらえるよう、事業活動内容の発信の仕方等について検討していく。 ・連携校区の統合等により、学校、地域との連携合同事業などの方法を改めて模索、検討していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校、PTA、青少年育成団体・町会等の人々が構成員となった中学校校区連携推進協議会を開催し、学校・家庭・地域が一体となった取組みの中で、地域の方々に広く参加してもらえるフェスタ、子育て支援事業などの活動を開催していきます。 	学校教育課	各中学校校区連携推進協議会に学校支援地域本部を置き、学校支援コーディネーターの連絡・調整により、学校支援ボランティアが学校の求めに応じた教育支援活動を実施した。	地域の大人が学校の教育活動に関わることで、児童生徒の体験活動、人間関係を広げ、豊かな学びに繋げることが可能となっている。 学校支援コーディネーター数:29名	B	平成32年度のコミュニティスクールの全中学校区導入に向け、研究を継続して行う。
				<ul style="list-style-type: none"> 地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小・中学校、PTA、青少年育成団体・町会等の人々が構成員となった中学校校区連携推進協議会を開催し、学校・家庭・地域が一体となった取組みの中で、地域の方々に広く参加してもらえるフェスタ、子育て支援事業などの活動を開催していきます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	教育コミュニティづくり会議に参加し、学校支援地域本部や放課後こども教室と連携し情報交換を行った。 また、構成メンバーに対し、年間を通じて、大阪府からの情報提供(親学習リーダー・地域コーディネーター養成講座、研修会、交流会等)を行い、各中学校区において人材が育成されるよう学習機会の提供に努めた。	情報提供(随時) 会議への参加(随時)	B	引き続き関係各課と情報共有を行うほか、学校統合による中学校校区連携推進協議会の再編成の際は、積極的に事務局として連絡調整を行う。
				<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が、授業学習補助や学校の環境整備、登下校の安全パトロールなどの支援をしていくため、学校支援コーディネーターが学校と地域のつなぎ役となって、地域の絆づくりと地域の教育力の向上を図っていきます。 	学校教育課	学校支援コーディネーター29名を中心として、ボランティア延約7,000名の協力のもと、登下校時の見守り活動、授業や放課後の学習支援活動、学校図書館の整理・貸出補助・読み聞かせ、花壇の整備、植栽剪定、クラブ活動補助等の支援を実施した。	子どもたちに関わる大人が増えることにより、きめ細やかに子どもを支えることができている。 教育を通じた地域住民のきずなが深まり、教育コミュニティづくりが進展している。 学校支援コーディネーター数:29名 延活動ボランティア数:約7,000名	B	国が示す「地域協働本部」への移行により、学校・家庭・地域の連携・協働を一層推進していく。
33	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	学校評議員制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員は、保護者や地域の人々の意見を幅広く聞くためのものであり、意見を積極的に聞くことで学校運営の改善に活かしていきます。 	学校教育課	各校において、一層の学校運営の改善に向け、校長の求めに応じ、学校長が推薦した評議員から学校運営に関して意見を聴けた。	学校評議員数:70名 授業参観や、学校行事への参画、管理職との対話等、必要に応じて、取組がなされた。 ・1回実施:小等13校 / 中等7校 ・複数回実施:小等2校 / 中等1校	B	平成32年度以降、全市的にコミュニティスクールの全中学校区導入に向け、制度の在り方について研究を継続して行う。
34	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	校内相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校において相談窓口を設置し、相談に応じていくことで、セクシュアル・ハラスメントやいじめ等、人権侵害の予防と早期発見に努めます。 	学校教育課	児童、生徒及び教職員の人権侵害に対する窓口を各校に設置し、啓発するとともに、周知の徹底を行った。	人権問題及び差別事象:1件	C	市立学校園教職員の人権感覚の更なる醸成を図り、人権問題及び差別事象について、万が一の場合の早期発見及び対応に努める。
35	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	人権侵害防止のための研修	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利擁護について、体罰、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害を未然に防止するため、各市立小・中学校において教職員への研修を実施するとともに、市教育委員会主催による研修も実施していきます。 	学校教育課	各校が体罰、セクシュアル・ハラスメント予防等の研修を年間1回以上行うとともに、セクシュアル・ハラスメント防止やいじめ防止に関する市教育委員会主催の研修を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 各校での研修:年間1回以上、全校で実施 市教育委員会主催の研修(セクシュアル・ハラスメント防止、いじめ防止に関する内容を含む) 「多様な性を身近に(学校現場にできること)」(9月20開催)35名参加 「レスビアン保健室の先生が、LGBTと性の多様性について話します」(11月22日)53名参加 	B	子どもの人権問題及び差別等の防止及び予防、万が一の場合の早期発見及び対応に努める。
36	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	教職員の資質・能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 市立幼稚園・小・中学校の課題やニーズに応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図るなど、教育指導体制の充実にも努めます。 	教育センター	毎年度計画の見直しを行い、市立幼稚園、学校の課題やニーズに応じた研修を実施している。	「教職研究カレッジ」 27回開催(7月、8月、12月、2月) 参加者:1,091名 「授業改善推進研修」 5回開催(6月、8月(2回)、1月、2月) 参加者:150名 その他、市教委主催教職員研修(58回開催):延1,860名参加	B	平成30年度も、新学習指導要領のスムーズな実施に向けて、新学習指導要領改訂のポイント、特別の教科道徳、プログラミング教育等の研修を行っていく。
37	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	教育相談事業	<ul style="list-style-type: none"> 教育センターに専門相談員を配置し、不登校・いじめ、学習・進路、特別支援教育等に関して、市立小・中学校に通う子ども、その保護者や教職員からの相談に応じます。 市立小・中学校に、子どもの心理に関して高度な専門知識と経験を有するスクールカウンセラー(臨床心理士)を派遣し、市立小・中学校に通う子どもへのカウンセリング、その保護者や教職員への助言や支援を行っていきます。 	教育センター	毎年度計画の見直しを行い、計画通り教育相談事業を実施している。 相談窓口の周知について、ポスター、チラシを用い、一人一人に届くようにしている。	教育センターにて、教育専門相談員7名による面接相談を749件実施。また、府の委託事業を受託し、不登校児童へのアウトリーチ型支援の研究を行う。小学校2校に教育専門相談員2名を1名ずつ派遣。各相談員7月から3月にかけて家庭訪問等相談活動を実施。 各中学校区、義務教育学校にスクールカウンセラーを計8名配置。各カウンセラー一年35回、1回あたり6時間の相談活動を実施。	B	教育センターにおける教育相談が、平成28年度相談件数が611件だったのに対し、平成29年度は794件(不登校等120件、発達相談674件)と増加した。 今後も、複雑・多様化する教育相談のニーズに適切に対応できるよう、効果的に事業実施していく必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> 学生フレンド(学生ボランティア)が、市立小・中学校に通う子どもの不登校の家庭を訪問するなどを通じ、話し相手・相談相手となって、学校復帰に向けての支援を行っていきます。 	教育センター	毎年度計画の見直しを行い、計画通り教育相談事業を実施している。	学生フレンド15名を、延313回派遣し、学校復帰を支援。	B	ニーズに対応できるよう、今後もホームページ・広報もりにぐちに掲載、FM/ハナコで宣伝、大学にポスター掲示、教育実習生にチラシ配付など行い、学生フレンドの確保を図っていく。

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績内容	平成29年度実績	評価	今後の方針
38	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	適応指導教室	不登校で悩む市立小・中学校に通う子どもに、教育相談や集団生活への適応指導等を行い、学校復帰への支援を行っていきます。	教育センター	毎年度計画の見直しを行い、計画通り教育相談事業を実施している。	通室児童生徒：18名 中3生全員進路決定	B	学校、学級担任とより一層連携しながら、相談者のニーズに応じて支援し、学校復帰に向け取り組んでいく。
39	子どもの豊かな成長支援	生きる力を育む教育環境の整備	就学援助費	経済的な理由により就学困難な市立小・中学校に通う子どもの保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助していきます。	学校教育課	経済的な理由により就学困難な市立学校に通う子どもの保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助した。	小学校等総計：1,450人 中学校等総計：727人	B	引き続き、事業を実施していく。
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】 < 推進項目4. 思春期保健対策の充実(No.40-No.43) >									
40	子どもの豊かな成長支援	思春期保健対策の充実	「喫煙防止教室」の開催		学校教育課	薬物乱用防止教室にて喫煙防止教育も行っている。	守口市立学校 各校1回	B	引き続き、関係諸機関と連携し子ども主体の内容にするなどの工夫をしながら開催していく。
41	子どもの豊かな成長支援	思春期保健対策の充実	「薬物乱用防止教室」の開催等	<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校で、ボランティア団体や保護司会、更生保護女性会等の協力を得て「薬物乱用防止教室」を開催していきます。 市立小・中学校の授業において、シンナーや危険ドラッグ等の薬物乱用や喫煙を未然に防止することを目的とした指導を行っていきます。また、受動喫煙も含め、健康に与える影響についても、引き続き周知、啓発していきます。 	学校教育課	小学校等5年生は守口ライオンズクラブを、中学校等では守口地区保護司会(薬物乱用防止指導員)を講師として招聘し開催した。	守口市立学校 各校1回	B	引き続き、関係諸機関と連携し子ども主体の内容にするなどの工夫をしながら開催していく。
					学校教育課	上記、薬物乱用防止教室において周知、啓発を行っている。	守口市立学校 各校1回	B	引き続き、関係諸機関と連携し子ども主体の内容にするなどの工夫をしながら開催していく。
42	子どもの豊かな成長支援	思春期保健対策の充実	「非行犯罪防止教室」の開催等	<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校で、枚方少年サポートセンターや守口警察少年係等の協力を得て「非行防止教室」を開催していきます。 市立小・中学校の授業において、万引きや窃盗、ひったくり、喫煙等の少年の非行を未然に防止することを目的とした指導を行っていきます。 	学校教育課	小学校等5年生は枚方少年サポートセンターが、小学校等6年生では守口警察署生活安全課が非行防止教室を開催。中学校等では、枚方少年サポートセンター、守口警察署、守口地区保護司による非行防止教室を開催した。	守口市立学校 各校1回	B	引き続き、関係諸機関と連携し子ども主体の内容にするなどの工夫をしながら開催していく。
					学校教育課	上記、非行防止教室において、指導を行っている。	守口市立学校 各校1回	B	引き続き、関係諸機関と連携し子ども主体の内容にするなどの工夫をしながら開催していく。
43	子どもの豊かな成長支援	思春期保健対策の充実	性に関する学習	市立小・中学校において、保健体育等の時間を中心に、発達段階に応じたカリキュラムを編成し、教科書、性教育副読本等を活用し、性に関する学習に取り組んでいきます。	学校教育課	養護教諭による授業の実施や、保健体育科での授業を通して、子どもの発達段階に応じて実施した。	学習指導要領に沿って、全校において実施した。	B	今後も児童生徒の発達段階に合わせた適切な指導の実施に向け、指導・助言していく。
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】 < 推進項目5. 次代の親の育成支援(No.44-No.45) >									
44	子どもの豊かな成長支援	次代の親の育成支援	男女平等教育の推進	幼少期からの男女共同参画の意識形成に向けて、学校教育において男女平等教育を推進していきます。	学校教育課	キャリア教育等を通して、男女平等に関する内容を扱うとともに、多様な性について文書等を通じて周知を行った。	守口市立学校2校で外部講師を招いた校内研修を実施した。	B	多様な性についての研修会等を行い、男女共生教育の充実を図る。
45	子どもの豊かな成長支援	次代の親の育成支援	乳幼児とのふれあい体験	市立中学校では職場体験等の一環として、認定こども園、幼稚園および保育所を訪問し、幼い子どもとふれあう機会を持つことで、中学生が子どもを生み育てることの意義を深く理解し、男女が共同して家庭を築く大切さを感じることができる取組を推進していきます。	学校教育課	小学生及び義務教育学校前期課程との交流会、授業見学、合同避難訓練などを通じた幼小連携の充実がなされた。また、給食体験や小学校プールでのプール遊びなど、学校により特色のある取組を実施した。中学生及び義務教育学校後期課程の職場体験や家庭科の学習で中学生と幼児の交流の機会も持てた。	幼稚園と小中学校との交流状況 小学校及び義務教育学校前期課程：16校 中学校及び義務教育学校後期課程：6校	B	引き続き、子どもが人と関わる力を培うとともに、小学校教育への円滑な接続ができるよう、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、近隣市立小・中学校等との交流や連携の充実にも努める。
【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】 < 推進項目6. 食育の推進(No.46-No.50) >									
46	子どもの豊かな成長支援	食育の推進	両親教室等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 両親教室の機会を捉えて妊娠中の食生活について指導していきます。 離乳食講習会や乳幼児相談、乳幼児健診等で、個々に合わせた食生活指導の実施に努めます。 	健康推進課	生涯にわたる健康の基礎となるよう、両親教室にて妊娠中からの食生活や栄養指導を実施している。平日版では栄養士の講習を実施した。日曜版では食生活についての資料を配付し情報提供を行った。	平日版(全6クール開催)の各クールの2回目で栄養についての講義を実施している。 参加延38組うち父11名	B	今後も両親教室の機会に栄養指導を継続する。また、妊婦の配偶者の参加も増えているため、配偶者に対しても食生活や栄養についての意識づけの機会となるよう、内容の充実を図る。
					健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 離乳食講習会を開催し、前期(離乳食開始生後6ヶ月頃～生後8ヶ月頃)、後期(生後9ヶ月～完了期)に分けて、乳幼児の食事について月齢に合わせた講習会を実施している。育児相談を開催し、個別の栄養指導を実施している。4ヶ月健診時に集団指導で離乳食の進め方について説明を実施している。 乳幼児健診(4ヶ月健診・1歳6ヶ月健診・2歳歯科健診・3歳6ヶ月健診・フォロークリニック)時に保護者から相談があった場合に個別栄養相談を実施している。 未熟児教室を開催し、集団の栄養指導を実施している。 アレルギー喘息健康相談を開催し、アレルギー予防の為に離乳食の進め方を説明した後に、全員に個別栄養相談を実施している。 その他、母子保健事業時や保護者からの電話や来所での栄養相談について随時対応している。 	離乳食講習会：年間16回開催、計286名参加 育児相談：年間12回開催、計148名 4ヶ月健診：年間48回開催、計1,070名 乳幼児健診：個別相談計264名 未熟児教室：年間11回開催、計49名 アレルギー喘息健康相談：年間12回開催、計69名	B	今後も離乳食講習会や乳幼児健診等の栄養相談を継続し、健やかな食生活が送れるよう、個々に応じた栄養指導を継続していく。

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績	平成29年度実績	評価	今後の方針
47	子どもの豊かな成長支援	食育の推進	就学前における食育	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業所において、「食」を楽しみながら、望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、家庭や地域と連携した食育に取り組みます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 「市立施設」 <ul style="list-style-type: none"> 毎日の給食時に献立表などを活用して給食に入っている食材等について話をする機会を設け、興味を持つよう日々の保育で食育指導を行った。 給食や野菜の栽培・調理を通して食に関する知識や食べる事に興味を持つ取組を随時実施。 「私立施設」(抜粋) <ul style="list-style-type: none"> 「食育だより」を毎月発行。 園内での野菜の栽培及び喫食の実施。 食事の際に、正しい姿勢やお箸の持ち方、食べ方などを視覚教材を取り入れながら実施。 栄養士と一緒に料理を作る等のイベントを実施。 	B	今後も引き続き、給食等を通して食に興味、関心をもつことができるような情報の提供、環境の設定や日々の教育・保育のなかで食育を行っていく。 私立施設での今後の取組予定(抜粋) ・地域の行事(ジャガイモ掘り)に参加する。 ・園内で野菜や果物を育て、成長過程を観察し、収穫を行う。 ・おやつで提供する果物を毎月子どもの前でむき、飾り付けをして感心を持ってもらう。 ・季節や行事にあった食事を提供する。
48	子どもの豊かな成長支援	食育の推進	小・中学校における食育	<ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校では全教育課程において、食育全体計画をもとに、各校が特色のある食に関する指導に取り組んでいきます。 市立中学校では給食だより等のお便りにより、家庭に対する食生活についてのワンポイントアドバイスや給食の栄養バランス、食の大切さを伝えていきます。 市立小学校では、給食委員による献立紹介により食についての関心を高めていきます。 	学校教育課	小学校及び義務教育学校前期課程の全校において、全体計画、年間指導計画を作成し、栄養教諭による授業の実施や、家庭科での授業などを通して、子どもの発達段階に応じて実施した。	学習指導要領に沿って、全校において実施した。	B	今後も児童生徒の発達段階に合わせた適切な指導の実施に向け、指導・助言していく。
					学校教育課	中学校及び義務教育学校後期課程では月に1回程度のペースで給食だより等のお便りを発行し、食の大切さを伝えた。	全校にて実施。	B	今後も継続して取り組んでいく。
					学校教育課	小学校及び義務教育学校前期課程の全校において、給食委員による献立紹介等を行った。	全校にて実施。	B	今後も継続して取り組んでいく。
49	子どもの豊かな成長支援	食育の推進	中学校における食育		学校教育課	中学校及び義務教育学校後期課程の全校において、全体計画、年間指導計画を作成し、推進教員を中心に全教職員が教科指導、給食指導等を通じて、食に関する指導を行った。	全体計画、年間指導計画:8校全校作成	B	年間指導計画に基づいた教科における指導の充実を図る。また、研修会を実施し、指導力向上に向けて取り組んでいく。
50	子どもの豊かな成長支援	食育の推進	食生活に対する知識の普及		学校教育課	全校において、全体計画、年間指導計画を作成し、全教職員が教科指導、給食指導等を通じて、食に関する指導を行った。また、保健指導等を通じて、食生活を含む健康な生活についての指導を行った。	全体計画、年間指導計画:全校作成 保健指導は、各校が年間計画に沿って複数回実施。	B	今後も、教科指導、給食指導、保健指導など様々な教育活動の中で、食生活に対する知識を普及させる指導を行っていく。

【施策目標1. 子どもの豊かな成長支援】 <推進項目7. 特別な支援が必要な子どもへの対応(No.44-No.45)>

51	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	乳幼児の健康診査	<ul style="list-style-type: none"> 市内全乳幼児の健康診査を実施し、疾病の早期発見や運動発達や精神発達等において遅れの疑いがあるかどうかの評価に取り組み、支援が必要な子どもとその保護者に対して適切な対応を行っていきます。 	健康推進課	乳幼児健診等で発達の遅れや偏りが疑われる児について、個別の発達相談を実施した。さらにOT(作業療法士による運動面や手先の健診)やST(言語聴覚士による言語面の健診)も必要時発達相談を実施している。 平成27年度より「5歳児健康診査」として、年中児を対象に各園への巡回支援を開始。さらに平成28年度からは年長児を対象に、就学に向けた継続支援を目指して巡回支援を実施している。さらに平成29年度は前述の5歳児健康診査から発達相談等でフォローしている児について教育委員会とも協働し小学校就学前～後の引き継ぎを行なった。	平成29年度個別発達相談の来所者数:実573件、延749件 OT(運動面、手先の健診):実60件、延60件 ST(言語面の健診):実56件、延56件	B	発達の支援が必要な子どもとその保護者に対して、個々の発達に応じた適切な支援や対応が行えるよう努める。
52	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> 多様な障がいに対応した専門的な発達支援を行うとともに、療育支援施設である市立わかさ・わかすぎ園の役割についてさらなる啓発に努めます。 	子育て支援課(わかさ・わかすぎ園)	見学を随時受け付けるなどして、関係機関と連携をとりながら、療育が必要なこどもの入園に繋げ、発達の遅れのある子ども達のために、保育や療育訓練等を行った。平成29年度からは、並行通園児の利用日を調整し、受入れ枠の拡大を図っている。また、ホームページに当園事業内容等を掲載した。	「児童発達支援」(通園支援)66名:224日/年 (個別療育支援)11名:23日/年	B	ホームページや広報等を利用し、引き続き当園の啓発に努める。
53	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	地域の障がいのある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 市立わかさ・わかすぎ園を拠点として、障害児相談支援、保育所等訪問支援、外来療育等を実施し、通園児に限らず地域の障がいのある子どもへの支援を行っていきます。 	子育て支援課(わかさ・わかすぎ園)	障害児相談支援として計画相談を中心に相談支援を行ない、子どもに応じた支援の提供に繋がるよう取り組んだ。また、保育所等訪問支援事業として、所属する保育施設・学校等に出向いて支援したり、外来療育支援として小グループでの集団療育支援を行った。また、ホームページに当該事業内容等を掲載した。	「障害児相談支援」(利用者数)371人 (相談件数)2,510件 「保育所等訪問支援」(認定こども園:3人、保育所:1人、小学校:7人)、利用者数11人、訪問回数:60回 「外来療育」(ぞうさんグループ等:当園にて)利用者数・開催日数:前期14人・15回、後期11人・15回、延271人 (ニコニコキッズ等:保健センターにて)利用者数・開催日数:前期7人・15回、後期7人・15回、延77人	B	今後も引き続き個々の子どもに応じた相談支援を充実させるよう努める。
54	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	就学指導	<ul style="list-style-type: none"> 市立小学校への就学に備え、必要に応じて、子どもとその保護者に対し関係機関が連携・協議し、学校生活を送るための指導を行っていきます。 	学校教育課	就学及び就園予定である園児、児童、生徒に関する適切な就学及び就園指導を行うため、障がいのある園児、児童、生徒の就学及び就園相談に関する事項、実態把握に関する事項及び就学及び就園後の支援体制ならびに教育内容等に関する事項等について調査、審議した。	委員会 3回(8月・12月・1月) 研修 2回(10月・11月)	B	引き続き、適切な就学・就園のため、障がいのある園児、児童、生徒についての就学及び就園相談に関する事項、実態把握に関する事項、就学及び就園後の支援体制ならびに教育内容等に関する事項等について、委員会を開催し調査、審議を進める。
55	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 精神または身体に障がい有する20歳未満の者の福祉の増進を図ることを目的に、これらの者を家庭で監護、養育する父母等に手当を支給していきます。 	子育て支援課	市広報誌にて制度の案内をするとともに、必要条件を満たす人に手当の支給を行っている。	受給者:337人(平成30年3月末現在) 4月、8月、11月の3回に分けて支給	B	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)等の法令の定めに基づき、手当を支給していく。
56	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	障害児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> 重度障害児の福祉向上を図ることを目的に、精神または身体に重度の障がい有するため、日常生活で常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に手当を支給していきます。 	障がい福祉課	① 対象者に対し、年4回、3ヶ月分の手当を支給済みである。 ② 広報やホームページへの掲載、及びわかさ・わかすぎ園にて保護者を対象とした、手当等のサービスについての説明会の実施など、制度啓発に努めた。 ③ 新規及び再認定において最重度の療育手帳所持児童に対し、受給申請を行うよう勧奨に努めた。	① 年4回(2・5・8・11月)各3ヶ月分の手当を支給 ② 説明会開催(6月):参加者約20名 ③ 集計なし	B	認定基準が複雑なため個別の案内は困難であるが、引き続き説明会等を開催し、制度の啓発を行う。また、申請勧奨を行っているが、未だ申請に至っていない対象者に対し、再度勧奨を行う等努める。

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績	評価	今後の方針	
57	子どもの豊かな成長支援	特別な支援が必要な子どもへの対応	障がい福祉サービス等	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの状況や家庭の状況等により、居宅介護(ホームヘルプ)や移動支援事業(ガイドヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、日中一時支援事業等の福祉サービスを実施し、障がいのある子どもの地域生活を支援していきます。 	障がい福祉課	平成29年度より、市内にある短期入所事業所が本格的に稼働を始めた。各家庭事情により、受給者証を取得し利用を始める家庭が増加している。また、他のサービスの代替としても機能している。	B	短期入所事業所の受け入れ体制が拡大しており、引き続き利用者の自立や家族のレスパイトのため、重要な役割となることが考えられる。日中一時支援事業については、代替として放課後等デイサービスの事業所数が増加している。	
				<ul style="list-style-type: none"> 放課後等デイサービスの充実を図り、緊急時の対応ができるサービスの充実についても検討します。 	障がい福祉課	平成30年3月末時点で、市内の放課後等デイサービス事業所数は20ヶ所に達した。放課後等デイサービス等事業所交流会で、各事業所の取組を把握することに努めている。			今後も、相談支援事業所から情報を得るなどし、放課後等デイサービスの状況について把握していきたい。緊急時対応については、短期入所事業所を中心に、引き続き機能させていきたいと考える。
【施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり】 <推進項目1. 子どもの安全確保(No.58-No.60)>									
58	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもの安全確保	不慮の事故への対応	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診や保健指導の機会を活用して、新生児や乳幼児期における不慮の事故に対する認識を深めるとともに、事故発生時の対応等に役立つ知識の普及に努めます。 	健康推進課	4ヶ月児健診の際に、事故予防に関するリーフレットを配布し、パネルや母子健康手帳を活用しながら集団指導で家庭内の事故防止について啓発している。乳幼児健診の問診票の質問の中で「家庭内での事故予防対策をしていますか」「これまでにあった事故の有無」を聞き取り、現状把握と事故予防の意識付けを行っている。	B	リーフレットや集団指導の場を活用し、事故予防の啓発と知識普及に引き続き努める。	
59	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもの安全確保	交通安全教室等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 警察の協力を得て、認定こども園、幼稚園および保育所の園児や市立小学校に通う1年生に対して、安全な歩行の指導を行っていきます。 市立小学校に通う3・4年生に対して、安全な自転車の乗り方の指導を行っていきます。 地域の特色に応じた交通安全指導を実施するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所および市立小学校が主体となり、交通安全指導を行っていきます。 	ども施設課(旧保育・幼稚園課)	「市立施設」 警察の協力を得て、歩行、横断歩道の渡り方、信号の意味等についての指導を行った。また、警察以外にも民間事業者等で交通安全指導を実施している事業者等に依頼して交通安全指導を実施した。 「私立施設」 定期的に警察署や市の道路課から職員を招き、幼児クラスの児童を対象にした交通安全指導を実施した。	「市立施設」 ・全ての施設において年2回、交通安全指導を実施した。 「私立施設」 ・多くの施設で、年に数回交通安全指導を実施した。	B	「市立施設」 今後も引き続き年2回程度の交通安全教室の実施を行うとともに、子どもの年齢や発達に応じて、指導内容を変えるなど、より充実したものにしていく。 「私立施設」(抜粋) ・在園児だけでなく、地域の子どもにも参加してもらえるよう検討していく。 ・歩行訓練だけでなく、命の大切さ・尊さについても伝えていきたい。
					保健給食課	守口市立小学校1年生及び義務教育学校前期課程1年生を対象に、守口警察署と協力して交通安全教室を実施した。安全な歩行について、校庭や体育館で実技指導を実施した。	守口市立小学校及び義務教育学校全16校で、守口警察署と協力して実技指導を実施した。	B	継続して守口警察署と協力し、全校で実技指導を実施できる体制を維持する。
					保健給食課	守口市立小学校3年生または4年生及び義務教育学校前期課程3年生または4年生を対象に、守口警察署と協力して交通安全教室を実施した。安全な自転車の乗り方について、校庭での実技指導や教室等での講義を実施した。	守口市立小学校及び義務教育学校全16校で、守口警察署と協力して実技指導または講義を実施した。(実技指導:4校、講義:12校)	B	継続して守口警察署と協力し、全校で実技指導または講義を実施できる体制を維持する。
					ども施設課(旧保育・幼稚園課)	「市立施設」 施設周辺の環境等、地域性や状況に応じた交通安全指導を実施した。また、園外に散歩等に行く際も、交通安全指導で指導を受けた内容等を児童が反復しながら楽しく交通ルールを学ぶことができるよう配慮した。 「私立施設」 各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。	「私立施設」(抜粋) ・園庭に模擬道路をつくり、見通しの悪い路地からの飛び出しに注意することや、標識・信号機についての指導を行った。 ・民間事業者等による紙芝居や視覚教材を使つての交通安全指導を実施した。 ・DVDで指導するとともに、実際に散歩などを通じて指導を行った。	B	「市立施設」 今後も引き続き地域性や状況に応じた交通安全指導を実施していくとともに、日々の教育・保育の中で交通ルールの指導ができるような体制について検討していく。 「私立施設」(抜粋) ・保護者への交通安全に関わるお知らせと保育教諭等への指導についても行っていく。 ・自転車通園が増加していることから、自転車の交通安全指導についてもいり事故防止に繋げていく。
					学校教育課	指導部保健給食課が窓口となり、守口警察、守口自動車教習所と連携した交通安全教室を開催した。	守口市立小学校及び義務教育学校 各校2回 守口市立中学校 各校1回	B	大阪府の自転車条例制定により、各校での交通安全教育の充実が義務化されていることから、市立学校で毎年全校で開催していく。
保健給食課	地域ボランティアと連携して交通安全教室を実施した。また、交通安全教室を授業参観時に実施し、児童のみならずその保護者にも交通安全指導の重要性を認識してもらった。	地域ボランティアとの連携:1校 授業参観:1校	B	継続して地域ボランティアとの連携を図り、交通安全教室を実施できる体制を維持する。					
60	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもの安全確保	公園遊具の更新および管理	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化したブランコ等の遊具を公園施設長寿命化計画に基づき、より安全で、子どもが楽しく遊べる魅力的な遊具に更新していきます。また、定期的な点検等を実施し、適正な管理に努めます。 	公園課	老朽化した公園内の遊具について、長寿命化計画に基づき撤去・更新の工事を行った。また、公園施設・遊具は日常管理に加え、日常点検と定期点検を行った。	B	引き続き、長寿命化計画に基づく遊具の撤去更新工事および実施を推進する。長寿命化計画については、計画策定時以降の老朽化により危険度が高くなっている遊具もあるため、現在の老朽化状況に見合った長寿命化計画となるよう見直しを行う。	

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績	平成29年度実績	評価	今後の方針
【施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり】 <推進項目2. 安全・安心のまちづくりの推進(No.61-No.65)>									
61	子どもが安全に育つための環境づくり	安全・安心まちづくりの推進	学校等の危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所および市立小・中学校において、危機管理マニュアル等に基づいた危機対策の強化を図ります。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<ul style="list-style-type: none"> 「市立施設」火災や地震等の災害に応じて、様々な時間帯での発生を想定した防災訓練を各施設において実施した。 「私立施設」各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 「市立施設」月に1回防災訓練を実施。 「私立施設」(抜粋)事故防止マニュアル・救急時の対応マニュアルに基づき、安全な教育・保育環境の強化に努めた。 紙芝居を取り入れた避難訓練を実施した。 緊急時連絡・引き渡しカードを作成し、災害時にも保護者との連携を図れるよう配慮した。 危機管理マニュアルの見直しを行ったり、全職員が意識し、日々危険なことがないかヒヤリハットなどで記録を行い、周知している。 	B	今後も引き続き、さまざまな災害や時間帯における災害訓練を実施していくとともに、危機管理マニュアル等に基づき危機対策の取組みを状況に応じて見直すなど、危機管理の強化等に努める。
					学校教育課	各校で策定している危機管理マニュアルに基づき、自然災害を想定した避難訓練を2回以上実施している。	守口市立学校各校で避難訓練の実施回数 2回以上	B	今後も様々な自然災害を想定した避難訓練を実施し、危機管理マニュアルの見直し、改善を行うようにしていく。
62	子どもが安全に育つための環境づくり	安全・安心まちづくりの推進	不審者情報等連絡網	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所および小・中学校から不審者発生等の連絡を受けた場合は、速やかに各施設へ注意喚起を行っていきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<ul style="list-style-type: none"> 不審者発生等の連絡があれば市内の全ての教育・保育施設に連絡を行い、注意喚起を行った。 また、職員全員に周知するとともに、保護者へも掲示板への張り出しや安まちメール等を活用し注意喚起した。 事務所に市役所・守口警察署など関係各所の連絡先を掲示し、不審者発生時に即時対応できる体制を整備した。 不審者情報があった場合については、近隣施設へのFAXにて周知するなど施設間でも情報の共有を図った。 	不審者情報があった際に、随時、速やかに実施。 不審者情報 55件	B	今後も引き続き継続して実施していくとともに、より迅速な情報発止ができるような体制について検討していく。
					学校教育課	FAXによる連絡を行っている。緊急性が高い場合はメールや電話連絡を行っている。連絡ののち、ホームページにて情報提供を行っている。	不審者情報 55件	B	引き続き、FAX、メール、電話連絡及びホームページ掲載により情報提供を行っていく。
					学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府警の安まちメールの活用も呼びかけていきます。 	小学校において1校、中学校において2校が安まちメールを学校全体で活用しており、それ以外の学校については、安まちメールと併用して、PTA等が協力し、学校独自の連絡網により不審者情報の共有を行っている。	守口市立学校において全校が活用している。	B
63	子どもが安全に育つための環境づくり	安全・安心まちづくりの推進	不審者対応防犯訓練	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所および市立小・中学校において、不審者対応マニュアルを活用し、警察等の協力を得ながら、不審者侵入時の対応に関する訓練を実施していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<ul style="list-style-type: none"> 「市立施設」不審者の侵入を想定してさすまた等の道具類を準備するとともに、防犯研修を行い緊急時に対する体制を確認した。 「私立施設」多くの私立施設において実施。各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 「市立施設」どの施設においても年に最低1回は不審者の侵入に備えた訓練を実施した。 「私立施設」(抜粋)年次計画を立案し、マニュアルにそって色々な方法で訓練を実施。 警察からさすまたの使い方などの指導を受け、実際にさすまたを使用した訓練を実施。 警察の協力を得ながら、不審者侵入時の対応や身を守るために必要な知識や行動について劇による指導を行った。 	B	今後も引き続き実施していく。意識の低下を防ぐため、日頃より不審者に対する情報や対応策についても定期的に見直しや検討を行う必要がある。また、警察等との日程調整や申込等の方法が分からない施設もあることから、交通安全教室の開催や実施方法等について市として周知していく必要がある。
					学校教育課	各校において、不審者対応の避難訓練等を実施及び、マニュアルの見直しを行っている。	守口市立学校 各校1回	B	今後も一層関係機関と連携しながら継続し実施していく。
64	子どもが安全に育つための環境づくり	安全・安心まちづくりの推進	子どもを守る防犯声かけパトロール	<ul style="list-style-type: none"> PTAおよび地域団体のボランティアや警察等関係機関によるパトロール活動を促進していきます。 	学校教育課	守口市立小学校及び義務教育学校において年1回実施し、通学路の安全点検を地域及び関係機関と行うことができた。	守口市立小学校及び義務教育学校 各1回 天候不良により未実施の場合は、学校のみで安全点検を実施した。	B	今後も一層関係機関と連携しながら継続し実施していく。
65	子どもが安全に育つための環境づくり	安全・安心まちづくりの推進	防犯カメラによる監視	<ul style="list-style-type: none"> 全市立小・中学校に設置された防犯カメラで、不審者の侵入防止に努めます。 	学校管理課	防犯カメラを設置し、不審者の侵入を防止し、安全な教育環境づくりに努める。	平成30年4月に開校するよつば小学校及び寺方南小学校の新校舎に防犯カメラを設置した。 (よつば小学校:3台、寺方南小学校4台)	B	設置済の防犯カメラを利用し、防犯意識の向上に努める。
【施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり】 <推進項目3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進(No.66-No.68)>									
66	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	書店・コンビニ・商業施設等の立入調査	<ul style="list-style-type: none"> 青少年育成指導員連絡協議会の協力を得ながら大阪府政策企画部青少年・地域安全室と共同で、青少年の利用が多く、青少年の育成に大きく影響する書店・コンビニ・商業施設等への立入調査を実施し、書店・コンビニ等に対しては陳列や販売方法等の自主的措置を働きかけていきます。また商業施設等に対しては夜間の立入制限の状況を把握していきます。 	コミュニティ推進課(旧公民館)	青少年育成指導員が、府実施の青少年社会環境実態調査に伴い、図書販売、貸付店舗及び夜間立ち入り制限施設に対して立ち入り調査を行った。 (平成29年度はスポーツ・青少年課が実施)	青少年社会環境実態調査(平成29年7月～11月) 対象店舗:コンビニ49、書店6、レンタルビデオ店1、夜間立入制限施設(カラオケボックス、ボウリング場等)8	B	引き続き本市青少年が健全に成長できる環境づくりを効果的に推進するため、大阪府、大阪府青少年指導員連絡協議会と連携を密にしながら、関係事業者等の営業状況等の実態調査に努める。
67	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	インターネット上の有害情報対策のための講演会・研修会への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> SNS等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、青少年団体関係者が、専門家によるインターネット等における有害情報への接続防止等に関する講演会・研修会へ参加するよう促進していきます。 	コミュニティ推進課(旧公民館)	青少年育成指導員を中心に、12月に実施された大阪の子どもを守るネット対策事業実行委員会主催のOSAKAスマホサミットへの参加依頼を行った。 (平成29年度はスポーツ・青少年課が実施)	「OSAKAスマホサミット2017」 平成29年12月10日(日) 会場:大阪市立子ども文化センター ホール	B	関係機関の当該関連研修等の把握に努め、研修機会の拡大につなげる。併せて、有害情報がPCやスマートフォン等を通じて青少年の目に届かないようにするため、家庭内にてブロックするフィルタリングサービス加入啓発リーフレットを全小中学校生徒を通じ、保護者へ配布する。

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績	評価	今後の方針	
67-2	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ICT教育の導入やSNS等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、教職員向けに講座や研修会を実施していきます。 	教育センター	毎年度計画の見直しを行い、計画通り研修会を実施している。	研修会(7月):38名参加 (8月):38名参加 (12月):16名参加	B	子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応して、研修内容を検討していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが適切にインターネットを利用できるよう、子ども自らがスマートフォンやSNS等の使用について考える機会を提供したり、保護者等に向けてフィルタリングの啓発を行うなど、出前授業を行っています。 	教育センター	毎年度計画の見直しを行い、要請があった学校で出前授業を実施している。	出前授業(7月開催):1校	B	今後も学校に情報提供し、要請に応じて、出前授業を実施していく。
68	子どもが安全に育つための環境づくり	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	青少年の非行防止活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 青少年問題協議会委員や青少年育成指導員が中心となって、街頭啓発活動(7月)、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(11月)、「子ども・若者育成支援強調月間」に街頭指導を実施するなど、学校と地域が連携を密にしながら、市全体で少年非行の防止活動に取り組んでいけるよう努めます。 	コミュニティ推進課(旧公民館)	青少年問題協議会や青少年育成指導員が中心となり、街頭啓発活動や、街頭指導を随時指導し、少年非行の防止活動に取り組んだ。 (平成29年度はスポーツ・青少年課が実施)	校区巡回:16校区 延110回実施 7月・11月強調月間運動に係る校区啓発活動等: 12校区 延20回実施	B	引き続き、地域関係団体と連携を図りながら、更なる巡回活動等の増加を働きかけていく。
【施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進】<推進項目1. 人権擁護の推進(No.69-No.75)>									
69	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	人権啓発のための講演会および研修会	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間、人権週間等を利用して、市民を対象とした講演会等を開催し、さまざまな人権課題に対する意識向上を図ります。 	人権室	市民を対象に、男女共同参画意識の推進、障害者差別の解消に向けた取組の推進を目的として、「男女共同参画週間記念のつどい」、「eセミナー」、「ヒューマンライツ・フェスティバル」を開催した。	「男女共同参画週間記念のつどい」1回(6/25) 参加者:120人 「eセミナー」5回シリーズ(10/5、10/12、10/19、10/26、11/2) 参加者:287人 「ヒューマンライツ・フェスティバル」1回(12/9) 参加者:377人 それぞれの事業は予定を超える参加者があった。	B	さまざまな人権課題がある中で、インターネットによる人権侵害問題や子どもの人権、また性的マイノリティの方の人権問題にもさらに焦点をあてた講演会等を行っていく。
70	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の子どもが生命の尊さや他者への共感を大切にできる態度等を身につけることができるよう、市立幼稚園および市立保育所で発達段階に応じた人権教育を充実していきます。また、市立小・中学校に通う子どもがさまざまな人権問題を正しく理解し、認識を深めることができるよう、市立小・中学校で人権教育を充実していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	子どもの発達段階に応じた人権教育を充実させるために職員に対して人権教育の研修等を実施した。 研修では、日々の保育の中で子ども一人一人の人権を大切に考え、教育・保育を実施する視点も第一に考えた研修内容であった。	日々の教育・保育を行う中で、人権についてを念頭に置き、どのような保育を行っていくかを職員同士で話し合うなどし、それを実践に繋げていった。	B	今後も引き続き、子どもの人権を念頭に置いた研修等を実施し、また、公私を問わず、多くの職員が研修に参加できるよう周知方法等について検討していく。
					学校教育課	各校が学校教育計画にて、それぞれの発達段階に応じた内容を系統立て、全教科にわたり教育活動全体を通しての人権教育を実施している。 また、各中学校区においても研究会を実施している。	教職員を対象に年間3回の研修の実施:延70名参加 【内容】 第1回 教材集を活用した人権学習 第2回 同和問題・部落差別解消に向けた学校教育 第3回 在日外国人教育について	B	今後も続けて人権教育研修を行い、深い知識とそれに基づいた実践力を身につけた指導者の育成を図る。
71	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	人権啓発作品の募集	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学生による人権啓発標語やポスター、作文の募集・発表等を通じて、人権意識の高揚を図るとともに、応募協力についても広く呼びかけを行っています。 	人権室	守口市立学校の校長会で学校としての取組を依頼し、また広報等で市民への作品応募依頼を行っている。 平成29年度は、「作文」であり、計391点の応募があった。12月9日に開催した人権週間記念事業「ヒューマンライツ・フェスティバル」で入賞した20人の表彰を行った。	平成29年度は「作文」であり、小学生174点、中学生217点、計391点の応募があった。審査の結果、20人が入賞した。	B	応募数は一定数には達しているものの、応募校が限られた状況にあるため、応募校の拡大が必要である。
72	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	人権カレンダーの配布	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育の啓発を目的として、人権カレンダーを毎年作成し、市立幼稚園・小・中学校の新入生に配布し、あわせて市立幼稚園・小・中学校の各教室に掲示していきます。 	学校教育課	人権カレンダーを作成し、市立小・中学校等の新入生、市立認定こども園の3歳児クラスの幼児の保護者及び私立認定こども園等(各園5冊ずつ)に配布するとともに、掲示用として小・中学校等の学級数部配布することによって、幼児児童生徒への人権教育の啓発を行った。	3,800冊作成(配付先) ・市立学校の新入生 ・市立認定こども園の3歳児クラス在籍幼児の保護者 ・市立学校等学級数部(掲示用) ・私立認定こども園等(各園5冊×25園) ・市役所総合案内 ・生涯学習・スポーツ振興課窓口、学校教育課窓口 ・市内コミュニティセンター	B	ソロプチミスト、保護司会、ライオンズクラブ、イブニングロータリークラブ、ロータリークラブから寄付もあり、今後も引き続き連携しながら作成を進めていく。
					学校教育課	人権カレンダーを作成し、市立学校等に配付するとともに、市役所及びコミュニティセンター受付に設置し、来庁者等市民に広く配付することによって、人権意識の向上に取り組んだ。	3,800冊作成(配付先) ・市立学校の新入生 ・市立認定こども園の3歳児クラス在籍幼児の保護者 ・市立学校等学級数部(掲示用) ・私立認定こども園等(各園5冊×25園) ・市役所総合案内 ・生涯学習・スポーツ振興課窓口、学校教育課窓口 ・市内コミュニティセンター	B	ソロプチミスト、保護司会、ライオンズクラブ、イブニングロータリークラブ、ロータリークラブから寄付もあり、今後も引き続き連携しながら作成を進めていく。
73	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	人権教育研修講座	<ul style="list-style-type: none"> 子どもへの人権教育が効果的に実施できるよう、市立小・中学校の教職員に対する研修を実施していきます。 	学校教育課	各校が学校教育計画にて、それぞれの発達段階に応じた内容を系統立て、全教科にわたり教育活動全体を通しての人権教育を実施している。 また、各中学校区においても研究会を実施している。	教職員を対象に年間3回の研修の実施:延70名参加 【内容】 第1回 教材集を活用した人権学習 第2回 同和問題・部落差別解消に向けた学校教育 第3回 在日外国人教育について	B	今後も内容を充実させながら継続し実施していく。

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績	平成29年度実績	評価	今後の方針
74	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	在日外国人児童生徒交流会	■ 在日外国人の市立小・中学校に通う子どもの交流会を設けることによって民族としての誇りや自覚を育む機会を作っていきます。	学校教育課	市内12校に民族学級を設置し、外国にルーツのある児童生徒が、民族としての誇りや自覚を育む機会を設けた。学校教育計画のなかで在日外国人教育を取り扱っており、教育活動の中で実施した。	各校によって実施回数に違いはあるが、外国にルーツのある子どもたちが自己のアイデンティティの育成のため実施ができた。	B	多様化する在籍児童生徒のルーツ等を踏まえ、それに対応できる取組みの在り方と講師の確保が必要である。
75	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	人権擁護の推進	自立援助通訳派遣	■ 国際交流センター等との連携を図りながら、帰国、渡日の市立小・中学校に通う子どもに対して、通訳を派遣していきます。	学校教育課	外国から守口市立学校へ入学、又は編入学した児童、生徒で、日本語の理解が困難なため学習等学校生活を過ごす上で支障があると認める者が在籍する学校に通訳を派遣した。	小学校:5カ国10名 中学校:2カ国3名 を派遣	B	今後、本市においても、要日本語指導児童生徒は増加すると予測されるため、緊急な渡日・帰国児童生徒にも対応できるだけの予算の確保が必要である。また、多様化する新渡日児童生徒の言語にも対応できるよう通訳の確保が必要である。

【施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進】 <推進項目2. 児童虐待防止策の充実(No.76-No.81)>

76	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	家庭児童相談	■ 地域に密着した子どもの専門相談機関として、18歳までの子どもについての悩みや問題の解決に向け、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問等を実施していきます。	子育て支援課	18歳までの子どもの養育について、面談や電話、訪問による相談を実施している。	相談件数:1,116件(平成30年3月末) (内訳:養護相談1,100件、障がい相談1件、非行相談1件、育成相談14件、その他相談0件)	B	研修や関係機関との情報交換を行い、親等の子育ての不安を解消するスキルの向上につなげていく。
77	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	守口市児童虐待防止地域協議会	■ 児童虐待の未然防止を図るとともに早期発見と早期対策を目的とした守口市児童虐待防止地域協議会を設置し、関係各課や大阪府中央子ども家庭センター、大阪府守口保健所等関係機関との連携に努めます。	子育て支援課	守口市児童虐待防止地域協議会における代表者会議や実務者会議を実施し、関係機関との連携により児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応に取り組んでいる。また児童虐待防止協会からの紹介で児童虐待対応外部アドバイザーに参加いただき、困難事例に対しての初期介入、台帳管理、アセスメント方法などの助言をもらっている。	代表者会議:1回(平成29年7月11日) 実務者会議:14回(月1回*12月+拡大会議2回) 外部アドバイザー派遣回数:7回	B	年々増加する虐待の通報や相談に迅速に対応するため、関係機関との連携をより一層強化していく。実務者会議では、困難事例について外部アドバイザーや関係機関とアセスメントする機会を増やしていく。
78	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	子ども虐待防止アドバイザー(子ども家庭サポーター)	■ 地域において子育てに関わる悩みや問題を解決に向け、気軽に相談を受けてもらうため養成された子ども虐待防止アドバイザーと行政の連携を強化し、児童虐待の防止に努めていきます。	子育て支援課	子ども虐待防止アドバイザーとの連携強化に向けて検討を行っている。	平成29年度守口市児童虐待防止地域協議会「地域における児童虐待の対応と関係機関の連携について」(平成29年11月14日実施)に参加。	B	今後も児童虐待防止地域協議会研修会(年1回)に参加していただき、連携を図っていく。
79	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	児童虐待早期発見のための研修会の実施	■ 保育士や教職員、福祉・医療・保健・警察等関係機関に対して、児童虐待早期発見のための啓発や研修を進めていきます。	子育て支援課	学校、保育所・幼稚園等、地域や関係機関の職員に向けてスキルアップとして研修会を実施している。	「地域における児童虐待の対応と関係機関の連携」 平成29年11月14日実施、参加者:111名 「発達障害のある児童との関わりについて～発達障害を知ることで～」 平成30年1月12日実施、参加者:40名	B	児童虐待の知識を深めるとともに、関係機関との交流も交えて連携を図っていく。また、発達障がいのある児童への対応についても、理解を深めることで児童虐待予防に繋げていく。
					学校教育課	子育て支援課を中心として、月に1回の実務者会議に参加し、関係機関等と情報共有を行いながら、一人一人の児童に対する対応について検討した。また、研修会を開催し、教職員の意識向上等を図った。	①「福祉的な視点を取り入れた生徒指導対応」 対象:守口市立学校 初任者教員23名 ②「地域における児童虐待の対応と関係機関の連携について」 対象:守口市立学校園教職員 守口警察 守口消防署 民生児童委員等 ③「発達障害を持つ児童との関わりについて」 対象:子ども虐待防止・医療・保健・福祉・教育機関の教員 ④「不登校の子どもたちとのつながりと支援～子どもの心を理解し、未然防止に取り組むには～」 対象:守口市立学校10年経験者教員32名	B	引き続き、関係機関との連携を図るとともに、教職員に対する研修を充実させ、初期対応等が適切に行われるよう、教職員の資質向上を図る。
					子育て支援課	■ 市民を対象とした児童虐待に関する研修会等を開催し、虐待が発生する背景やその特性等についての理解を深めていきます	市民向け研修会や連続講座(前向き子育てプログラム「トリプルP」)を実施することで、子育ての不安等の解消、虐待の未然防止、早期発見、対応に繋がっている。 連続講座(前向き子育てプログラム「トリプルP」)はスタンダード(2～12歳の子育て中の親向け)とステップング(障がいのある親向け)を実施している。	市民向け研修会「親と子のいい関係～子どものつもととのおとなのつもの違い～」 平成29年8月26日実施、参加者:70名(一時保育25名) 連続講座(7回)前向き子育てプログラム「トリプルP」(スタンダード) 平成29年9月7日～10月26日 毎週木曜日 受講者数:12名、一時保育4名 連続講座(8回)前向き子育てプログラム「トリプルP」(ステップング) 平成30年1月19日～3月9日 毎週水曜日 受講者数:6名、一時保育:1名	B
80	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	乳幼児健診の実施と未受診者へのフォロー	■ 乳幼児健診のなかで虐待の早期発見に努めていきます。未受診者については、関係各課の協力を得て状況把握に努め、適切なフォローを実施していきます。	健康推進課	特に早期発見が必要である4ヶ月児健診未受診者に対して、平成28年度より受診促進期間を早め、未受診の場合にはできるだけ早期に現認するようにしている。そのほかの乳幼児健診において未受診の場合には、大阪府未受診者追跡マニュアルと守口市の未受診対応マニュアルに従い、直近の予防接種履歴や保育所等の所属確認を実施し、該当がない場合には早急に地区担当保健師より訪問による現認を実施。所在が海外にあるとの情報が得られた場合には、入国管理局に出国確認の依頼を実施している。	平成29年度4ヶ月児健診未受診者の81件について現認できている。(うち1件現認ができなかったため、東京入国管理局での出入国調査を行い、出国を確認した。)	B	今後も早期に未受診の対応をすると共に、健診の案内等に健診の必要性等を記載し、未受診者が減少するよう努める。
81	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	児童虐待防止策の充実	養育支援訪問事業	■ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等必要な支援を行い、または、自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見するため、地域のさまざまな資源を活用していくことを検討し、家庭での安定した子どもの養育が可能となるように努めます。	子育て支援課	子育ての悩みに助言や支援をすることにより、子育ての不安の軽減や子育ての楽しさを知ってもらい、適切な療育の確保に繋がっている。	実施件数(実家庭数):12件(平成30年3月末) 訪問回数(延回数):80件(平成30年3月末)	B	潜在的なニーズの把握は難しいが、一定ニーズがあることは確かなので、今後も養育支援訪問により子育てに悩む親等の支援に繋げていく。

【施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進】 <推進項目3. 子どもの立ち直り支援(No.82)>

82	子どもの人権尊重と権利擁護の推進	子どもの立ち直り支援	子どもサポート体制の充実	■ 不登校など立ち直り支援が必要な子どもに対して、それぞれの状況に合わせてスクールソーシャルワーカーの派遣や子ども家庭センター等関係機関が参加するケース会議を行うなど、関係機関が連携をとりながら、適切な対応がとれる体制の充実に努めます。	学校教育課	府費スクールソーシャルワーカーを年間40日、チーフスクールソーシャルワーカーを年間17日学校に派遣し、ケース会議等学校体制の構築を図った。関係機関とは管理職を中心に生徒指導担当教員が窓口となり、連携を図ることができた。	チーフスクールソーシャルワーカーの派遣:14日(1回6時間) スクールソーシャルワーカーの派遣:40日(1回6時間)	B	スクールソーシャルワーカーの派遣日数が増えるよう府へ要望を行うとともに、関係機関との連携を適宜行えるよう、学校から関係機関への情報提供をしっかりと働きかけていく。
----	------------------	------------	--------------	--	-------	---	---	---	---

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績	平成29年度実績	評価	今後の方針
【施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり】 <推進項目1. 子育てバリアフリーの推進(No.83-No.85)>									
83	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育てバリアフリーの推進	安全・快適な道路環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 歩車分離による歩行者の安全確保と、ベビーカーや車椅子等の通行に配慮した歩道の新設・改良、横断防止柵の設置等、すべての人にやさしい道路環境の整備を通じて、子どもや子育て中の人の通行の安全確保を図ります。 整備可能な主要道路については、歩行者・自転車・車両の分離を検討し、歩道の改良、横断防止柵の設置等の整備に努めます。 	道路課	歩道の舗装の打ち替え、幅員が狭い歩道に対して拡幅、ベビーカーや車椅子等に配慮して段差解消等の歩道のバリアフリー化を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 市道守口67号線：歩道拡幅 市道守口187号線：歩道一部切下げ、点字ブロック設置 市道三郷5号線：歩道拡幅、セミフラット化、防護柵設置、自転車走行帯整備、自然色舗装 市道三郷20号線：自然色舗装、セミフラット化、防護柵設置等 歩行路15号線、歩行路5号線、佐太71号線他3路線：舗装打替等 	C	引き続き、歩行者等の通行空間の整備に努めていく。
84	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育てバリアフリーの推進	公共施設の子育てバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の整備に当たっては、乳幼児とその保護者が利用しやすい施設となるよう配慮し、子育てバリアフリーの推進を図ります。 市役所内において整備が不十分である幼児コーナー、幼児用便器、トイレ内乳児イス等について、設置を検討します。 	総務部総務課	庁舎3階北フロアこども部の共用部の幼児コーナーの拡充を実施する。 幼児用補助便座を購入する。	庁舎3階北フロアこども部の共用部の幼児コーナーの拡充及び幼児用補助便座の設置を実施した。	B	市民のニーズ等に基づき必要に応じて市役所庁舎内の整備を進めていく。
85	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育てバリアフリーの推進	「赤ちゃんの駅」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 授乳やおむつ交換ができる場所を無料で提供できる施設で、「赤ちゃんの駅」として登録された施設の名称や場所等を紹介し、子育て家庭が安心して外出できる環境を整備していきます。 	子育て支援課(子育て支援センター)	公共施設及び民間施設の登録件数は32件あり、ホームページに赤ちゃんの駅マップを掲載し、利用できる施設の紹介をしている。市内でのイベント開催時、移動式「赤ちゃんの駅」の貸出しを行っており、ホームページでも周知している。	「赤ちゃんの駅」：33件 移動式「赤ちゃんの駅」貸出し：13件	B	民間施設について、要綱に規定する登録の基準をみたく施設が新たにできる情報を収集し、「赤ちゃんの駅」の設置を推進していく。公共施設等の改修及び建設予定が生じた場合は、所管課へ設置の依頼を検討していく。子育て支援センターを利用している保護者など「赤ちゃんの駅」の利用者に対し簡単なアンケート調査を行い、利用者のニーズを調査しながら「赤ちゃんの駅」の更なる充実を図る。
【施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり】 <推進項目2. すべての子育て家庭への支援(No.86-No.96)>									
86	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> 安心して育児が行えるよう、子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点を整備し、情報提供や子育て講座等を行っていきます。 	子育て支援課(子育て支援センター)	年齢別講座やパパ限定、ふたご・みつご限定などのイベントを開催しており、同じような子育て環境にある市民の交流の場を提供している。また、民間園のイベントや園庭開放の情報発信においても、広報誌を活用し周知に努めている。	年齢別講座(開催場所：守口市子育て支援センター) 0歳(～6ヶ月)(7ヶ月～11ヶ月) 年各6回開催(5月、7月、9月、11月、1月、3月)、参加者：延216世帯 1歳 年2回開催(6月・2月)、参加者：延56世帯 2歳 年3回開催(6月・10月・2月)、参加者：延28世帯 3・4歳 年1回開催(2月)、参加者：6世帯 子育て講座(開催場所：守口市子育て支援センター) 年2回開催(6月・2月)、参加者：59人	B	講座等の受講後に実施しているアンケートを踏まえ、今後の講座について検討しながら子育て支援の充実を図る。 また、他の地域子育て支援拠点事業施設との連携を図りながら、講座の内容や開催時期を見直し、新たな講座等を見出す。
87	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 地域において育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(協力会員)が会員となり、育児について助け合う会員組織として、子育て援助活動を推進し、地域で子育てを支援する環境づくりに努めます。 	子育て支援課(子育て支援センター)	依頼会員307名、協力会員207名、両方会員(依頼会員と協力会員を兼ねる方をいう)24名 計538名の登録があり、地域での子育てを支援している。	依頼件数：2,327件 活動内容：保育所・幼稚園の迎え、放課後児童クラブの迎え 保育所・幼稚園の帰宅後の預かり、保育所・幼稚園の送り 放課後児童クラブの終了後の預かり等	C	依頼会員の増加に伴い、活動依頼の件数が増加しているが、その依頼を受ける協力会員が微増のため、活動の調整が難しくなっている。 養成講座に積極的に参加していただけるよう広報やFMハナコ、ホームページ等で啓発していく。 民生委員・児童委員・主任児童委員に依頼し、養成講座の参加者を募る。
88	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園および保育所において、保護者の就労や体調不良、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で、一時的に昼間の保育が困難な場合に、必要な保育を提供していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	「市立施設」 認定こども園において実施。 「私立施設」 多くの私立施設において実施。	「市立施設」 ・在園児を対象とした一時預かり事業(幼稚園型) 認定こども園：2施設 「私立施設」 ・在園児を対象とした一時預かり事業(幼稚園型) 認定こども園、保育所：17施設 ・在園児以外を対象とした一時預かり事業(一般型) 認定こども園、小規模保育事業所：18施設 ・私立幼稚園においても、施設開園日については、一時預かり事業を実施。	B	今後も引き続き実施していく。 平成30年度については、市立認定こども園3園で実施。
89	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	休日保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の勤務形態等の都合により、日曜日・祝日に家庭で保育できない場合に、保育を必要とする乳幼児を対象に、必要な保育を提供していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	未実施	未実施	E	次期守口市子ども・子育て支援事業計画(平成32-37年度)の策定にあたり、平成30年度において保護者へのニーズ調査を行う予定としており、その結果を踏まえた上で、実施について検討していく。
90	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	利用者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや保護者が、必要なサービスを円滑に利用できるよう、専門窓口を設け、教育・保育に関する情報、地域子ども・子育て支援事業等に関する情報の提供を行うとともに、必要に応じた相談等を行っていきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	教育・保育に関する情報については保育・幼稚園課へ案内を行い、地域子ども・子育て支援事業等については、情報提供を行うなど、子どもや保護者が必要とする相談に応じている。	日々の窓口の来庁人数については、統計をとっていないが、児童手当や子ども医療等の手続きにいられた際などに、保護者の要望に応じて子育てに関する相談窓口となり、教育・保育に関することについては保育・幼稚園課、母子保健に関することについては健康推進課等、適宜担当部署へ引き継いだ。	B	平成29年度に引き続き、情報提供や担当部署への引き継ぎを行うとともに、子育て世代への切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の次年度以降の早期設置に向け検討を進めていく。

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績	平成29年度実績	評価	今後の方針
91	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	育児相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園や幼稚園、保育所、市民保健センター、子育て支援課相談係、守口市子育て支援センターでの相談事業のさらなる充実を図って行きます。 	子育て支援課	子育て中の保護者に適切な支援を行うため、相談を受けた際にはそのニーズを整理し、最適な相談窓口を紹介する育児相談に努めている。	相談件数:1,116件(平成30年3月末) (内訳:養護相談1,100件、障がい相談1件、非行相談1件、育成相談14件、その他相談0件)	B	対応できる施設や相談窓口、担当部署を紹介できるよう相談内容の整理をし、円滑な相談体制を図っていく。
				<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する適切な支援ができるよう各施設間の連携を図ります。 	子育て支援課	子育て中の保護者に適切な支援を行うため、会議や電話、訪問により関係機関との情報共有を行い、連携を図っている。	相談件数:1,116件(平成30年3月末) (内訳:養護相談1,100件、障がい相談1件、非行相談1件、育成相談14件、その他相談0件)	B	関係機関との情報共有を行うことにより、適切な支援体制の構築に繋げていく。
92	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	子育て情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> 守口市子育て支援センターでは、広報や通信、市ホームページ等さまざまな媒体を活用し、保護者へ向けた子育てに関する情報提供を行っていきます。 	子育て支援課(子育て支援センター)	広報や機関誌、市ホームページ等に子育てに関する情報を掲載している。 また、講座、イベントなどのチラシを作成、配布し、来所された方等に案内をしている。	センターの掲示板に市内の子育て情報を掲示し、講座・イベントのチラシを作成、配布	B	広報や機関誌、市ホームページ等に掲載する子育てに関する情報の充実を図っていく。また、講座・イベントなどのチラシを作成、配布し、来所された方等に案内をしていく。 保護者がよく行く場所をリサーチして配布場所を増やしていき、他の地域子育て支援拠点事業施設と連携しながら、情報を提供していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページでは、外国人向けに英語、中国語および韓国語で閲覧できるようになっています。 	広報広聴課	市ホームページ(スマートフォン用)を含むでは、外国人向けに英語、中国語(簡体字、繁体字)および韓国語で閲覧できるようになっている。	年間翻訳数 英語:4,963件(月平均414件) 中国語:1,191件(月平均99件) 韓国語510件(月平均43件)	B	自動翻訳機能で実装している言語以外の言語を、利用者が要望した場合、実装できるかどうかCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)の委託業者とともに、調査、研究する。 また、情報を掲載する際、間違った翻訳をされないよう、特に固有名詞等については、翻訳機能の名詞及び読み方など確実な登録を行う。
93	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	未就園児招待	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園、幼稚園および保育所において、主任児童委員の協力を得て、園庭開放や子育て相談を実施し、未就園児とその保護者との交流を図ります。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<p>「市立施設」 園庭開放等の子育て交流活動の際、主任児童委員にも参加をしてもらい(保育所、認定こども園のみ)、未就園児の保護者等と顔見知りになることで、地域での生活の中でも施設が身近な存在となるよう、また、育児相談等の相談相手をつくる機会の提供を行った。</p> <p>「私立施設」 多くの私立施設において実施。各施設でそれぞれ右記のような取組を行った。</p>	<p>「市立施設」 ・未就園児を対象とした園庭開放や子育て相談を毎月1～2回程度実施。 「私立施設」(抜粋) ・併設している子育て支援センターにて月3回程度の親子教室を開催したり、地域の自治会館にて絵本等の読み聞かせや育児講座等を開催。 ・専門家による子育て相談を実施。 ・未就園児が参加できるさまざまなイベントや行事等を実施。</p>	B	今後も引き続き実施していく。 園庭開放や子育て相談を実施する際に未就園児とその保護者が利用できるような周知に努めるとともに、一人親家庭や引きこもりがちな親などの参加を促進できるような周知方法についても検討していく必要がある。
94	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> 生活の安定に寄与し、子どもが健やかに成長できるよう、0歳から中学校卒業まで(出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで)の子どもを養育している人に対して、支給を行っていきます。 	子育て支援課	市広報誌にて制度の案内をするとともに、児童手当法に基づき、0歳から中学校修了まで(出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで)の子どもを養育している人のうち、必要条件を満たす人に条件に応じて手当の支給を行っている。	<p>受給者数:10,049人(平成30年2月末現在) 支給金額:2,118,710,000円 支給詳細:3歳未満15,000円、3歳以上小学校修了前10,000円(第三子以降は15,000円)、中学生10,000円/受給者が所得制限を超えている場合は特例給付として一律5,000円 支給時期:原則として年3回(6月、10月、2月)</p>	B	児童手当法(昭和46年、法律第73号)等の法令の定めに基づき、手当を支給していく。
95	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	実費徴収に係る補給給付を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品や行事参加費等の実費負担分について、市が定める基準に従い、費用助成を行います。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	未実施	未実施	E	今後、実施については検討していく。
96	子育てにゆとりがもてる環境づくり	すべての子育て家庭への支援	魅力的な公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちがのびのびと遊べるような特色を持たせた公園計画を検討し、楽しく遊べる魅力的な公園づくりに取り組んでいきます。 	公園課	公園の日常管理に併せて、公園別再整備方針の作成に先立つ市内各利用状況等の把握を行った。また、長寿命化計画に基づく更新工事に際しては、より魅力的な公園となるよう検討を行い、工事を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 公園別再整備方針の作成に先立つ利用状況等の把握 日常管理に併せて随時実施 長寿命化計画に基づく更新工事に併せた、更なる公園の魅力の向上 市内公園13箇所/撤去16基/設置6基 	B	公園別再整備方針の作成を行う。

【施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり】 < 推進項目3. 子育て中の社会参加支援(No.97-No.98) >

97	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育て中の社会参加支援	子育て短期支援事業(ショートステイ)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の就労や体調不良、出産、出張、育児不安等の理由で、夜間の保育が困難な場合に、宿泊を伴う場合も含め必要な保育を一時的に提供していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	平成28年度は4施設と事業委託を契約していたが、平成29年度は1施設増やし、5施設と事業委託を契約した。	利用件数は5件で、6名が利用した。	B	平成30年度以降、実施施設の増加を検討。
98	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育て中の社会参加支援	一時預かりサービス	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の保護者が守口市子育て支援センターや公民館等で開催する講座等に気軽に参加できるよう、一時預かりサービスを行っていきます。 	子育て支援課(子育て支援センター)	守口市内で開催される一時預かりのある講座等に保育ボランティアの紹介を行っており、平成28年度は60日間の依頼があり、子育て中の保護者が参加しやすい環境となっている。	<p>保育ボランティア 依頼日数:63日 派遣人数:延146名</p>	B	守口市内で開催される一時預かりのある講座等に保育ボランティアの紹介を行っていきながら、今後も子育て中の保護者が参加しやすい環境を作っていく。

【施策目標5. 子育てと仕事の両立支援】 < 推進項目1. 親の就労と子育て両立への支援の推進(No.99-No.102) >

99	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育て中の社会参加支援	待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園の普及促進や地域型保育事業の充実等を通じて、就学前の待機児童の解消を図ります。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<ul style="list-style-type: none"> 私立幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行が1園あり、2号・3号認定子どもの利用定員が増加。 既存の私立認定こども園の施設整備により、2号・3号認定子どもの利用定員が増加。 新規の地域型保育事業を2園開設し、3号認定子どもの利用定員が増加。 	<ul style="list-style-type: none"> 私立幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行による利用定員増加数:105名 既存の私立認定こども園の施設整備による利用定員増加数:36名 地域型保育事業新規開設による利用定員増加数:38名 合計利用定員増加数:179名 	B	今後は、平成30年度内に新規で小規模保育事業所を5か所開設し、3号認定子どもの利用定員数の増加を行っていく。また、平成31年4月利用拡大に向けては、新たな民間の認可保育所(0～5歳児定員枠)について募集し、受入枠拡大に繋げる。
100	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育て中の社会参加支援	時間外保育事業(延長保育事業)	<ul style="list-style-type: none"> 就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、認定こども園や保育所等で通常の保育時間を超えた保育を提供していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	<p>「市立施設」 未実施 「私立施設」 多くの私立施設において実施。</p>	<p>「私立施設」 ・認定こども園、保育所、幼稚園:20施設 ・小規模保育事業所:14施設</p>	C	平成30年度については、市立認定こども園3園で延長保育を実施。

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績	平成29年度実績	評価	今後の方針
101	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育て中の社会参加支援	病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする乳幼児が病中や病後のため、集団保育が困難な場合において、必要な保育を提供していきます。 	こども施設課(旧保育・幼稚園課)	「公立施設」 いずれの施設においても未実施。 「私立施設」 2施設において病後児保育を実施した。	利用者数:延407人	C	平成30年度に国庫補助が拡充されたことから、その制度周知を行い、病児保育の実施について私立認定こども園や病院等の医療施設に対して働きかけていく。
102	子育てにゆとりがもてる環境づくり	子育て中の社会参加支援	もりぐち児童クラブ「入会児童室」(放課後児童健全育成事業)	<ul style="list-style-type: none"> 就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない小学校1～3年生の児童を対象に、安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提供していきます。 もりぐち児童クラブの二つの機能である「登録児童室」と「入会児童室」のそれぞれの独自性を尊重しつつ、地域の参画を得て、交流・体験活動を通して連携できるもりぐち児童クラブのさらなる充実を図ります。 	放課後こども課	安定的な運営を確保しつつ、さらなる充実に努めている。また、小学校4～6年生の障がいのある児童を対象に学校長期休業期間に限定した受け入れも実施した。また、登録児童室とも交流を行ない、地域ボランティアによる読み聞かせ会や工作教室等については、各クラブともできうる限り両児童室のパートナーが連携して実施した。	開設日数:293日 参加者:延165,891人(内 高学年の障がい児受け入れ事業141人)	B	平成31年4月1日から安定的な運営を確保しつつ、保護者が求める開設時間の延長等のサービス拡充のため、業務委託により運営を開始する。
【施策目標5. 子育てと仕事の両立支援】 <推進項目2. ひとり親家庭等の自立支援の推進(No.103-No.107)>									
103	子育てにゆとりがもてる環境づくり	ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子・父子自立支援員による相談	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口やハローワークとの連携の中で、母子家庭の母、寡婦および父子家庭の父の自立に必要な情報提供や求職活動に関する相談に応じていきます。 	子育て支援課	自立に必要な就労支援については、母子家庭等自立支援給付金事業やハローワークを紹介するなど、必要な情報提供を行っている。 また、求職活動に関する相談については、門真公共職業安定所管轄区域市による就労自立促進協議会を開催し、他市の状況把握につとめ、自市の相談業務に活かしている。	当課における相談の件数の統計はないが、市役所内にハローワーク常設窓口が設置されたことにより、市役所とハローワークが一体となった就労支援を促進できるようになった。	B	窓口での相談やハローワークとのより一層の連携により、情報提供や就労支援に関する相談に応じていく。
104	子育てにゆとりがもてる環境づくり	ひとり親家庭等の自立支援の推進	児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の18歳までの子ども(子ども本人に一定の障がいがある場合は20歳未満の者)に対して、手当を支給していきます。 	子育て支援課	ひとり親家庭等の18歳に達した年度末日までの子ども(子ども本人に一定の障がいがある場合は20歳未満の者)を養育する人に対して、条件に応じて手当を支給した。	受給者数:1,591人(平成30年3月末現在) 支給金額:790,329,910円	B	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)等の法令の定めに基づき、適切な支給を行っている。
105	子育てにゆとりがもてる環境づくり	ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の18歳までの子どもと母もしくは父、または18歳までの両親のいない子どもと養育者に対して、健康保険が適用される医療費の一部を助成していきます。 	子育て支援課	ひとり親家庭の18歳に達した年度末日までの子と、その子を看護又は養育する父母又は養育者に対して、医療費の助成を行った。	対象者:3,285人(平成30年3月末現在) 助成件数:37,353件 助成金額:99,924,941円	B	引き続き更新月の広報に医療助成の記事を掲載し、受給者には更新について、未申請者には周知を目的として周知活動を行う。
106	子育てにゆとりがもてる環境づくり	ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母、寡婦および父子家庭の父に対して、経済的な自立や子どもの就学等で資金の貸付が必要な場合において、資金の貸付や返還の相談に応じていきます。 	子育て支援課	子どもの就学等で資金の貸付が必要な場合に、資金の貸付相談に応じていく。	就学支度資金:2件 修学資金:5件(新規)、10件(継続)	B	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と向上のために必要な貸付を行うことにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図っていくため、児童扶養手当現況届出時にピラを配布するなど啓発にも努めていく。
107	子育てにゆとりがもてる環境づくり	ひとり親家庭等の自立支援の推進	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母、または父子家庭の父が、就職や転職に有利な資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合、その修業期間中の生活を支援するため、高等職業訓練促進給付金を支給していきます。 	子育て支援課	修業期間中の生活を支援するために、高等職業訓練促進給付金を支給している。	訓練促進給付金:6件(うち、新規3件) 修了支援給付金:1件	B	就業に結びつきやすい資格の取得に向けて養成機関にて修業している母子家庭・父子家庭の母又は父に対し、高等職業訓練促進給付金を支給し、生活の負担軽減を図る。
【施策目標5. 子育てと仕事の両立支援】 <推進項目3. 男女共同子育ての推進(No.108-No.111)>									
108	子育てにゆとりがもてる環境づくり	男女共同子育ての推進	男女共同参画推進計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に策定しました「守口市男女共同参画推進計画」の取組みについて、周知に努め、計画目標の達成に向け具体的な施策を推進していきます。 	人権室	平成27年度に第3次守口市男女共同参画推進計画(平成28年度からの10年計画)を策定し、引き続き計画を推進している。	「男女共同参画週間記念のつどい」 1回(6月25日)、参加者:120人 「男女共同参画ニュース「ハーモニー」第2号の発行(市広報2月号に掲載し、全戸配付)	C	第3次守口市男女共同参画推進計画の推進するため、男女共同参画ニュースの発行(全戸配付)や「男女共同参画週間記念のつどい」等の啓発事業を継続実施していく。また、地域活動・地域づくりにおける男女共同参画に向け、啓発に努めていく。
109	子育てにゆとりがもてる環境づくり	男女共同子育ての推進	企業等に対する啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 市内の企業等に対し、守口市企業人権推進連絡会を通じて、男女共同参画に関する講演会や研修会への参加を促すとともに、パンフレットの配布等により男女共同参画に対する理解促進に努めます。 	人権室	守口市企業人権推進連絡会を通じて、市内事業所への男女共同参画に関する講演会や研修会への参加案内、パンフレットの配付等を行い参加を促している。	守口市企業人権推進連絡会主催「人権問題研修会」 1回(4月26日)、参加者:17名 「部落解放研究第51回全国集会」 (11月6～8日)、参加者:4名(守口市)	C	女性活躍推進をテーマとした講演会、研修会にも力を入れて実施していく。
110	子育てにゆとりがもてる環境づくり	男女共同子育ての推進	両親教室の活用による啓発	<ul style="list-style-type: none"> 出産前からの子育て準備として、妊婦やその配偶者の体験・交流の機会である両親教室を活用し、男性の育児参加の大切さを啓発していきます。 	健康推進課	就労中の妊婦や配偶者が参加しやすいよう、日曜日の開催日を隔月で設けている。男性の妊婦体験や沐浴実習、赤ちゃんのだっこ等の世話の体験、配偶者同士が交流する時間を設け、父親の育児参加や役割について考えるきっかけづくりをしている。H29年度は母子健康手帳交付者を対象にアンケート調査を行い、市民のニーズ調査を行った。H29からは、母子健康手帳交付時に、教室の様子を紹介するパネルを用いて参加を呼びかけている。	平日版(火曜日・2回1クール)と日曜版を交互に毎月開催 開催回数平日12回(6クール)、日曜版6回:参加延167組	B	日曜日の開催日は募集人数を上回る予約をいただく回もあり、好評であることから隔月で継続する。ニーズ調査の内容を加味し、今後教室内容のさらなる充実を図っていく。沐浴人形や最新型の育児用品等の媒体教材を活用し、より体験内容が充実するよう努める。
111	子育てにゆとりがもてる環境づくり	男女共同子育ての推進	男性セミナー	<ul style="list-style-type: none"> 男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、男性を対象とした講座・教室等を開催していきます。 	人権室	男性のみを対象とはしていないが、毎年6月に「男女共同参画週間記念のつどい」を、10月に「女と男のエンパワーメント講座(eセミナー)5回シリーズ」を実施している。	「男女共同参画週間記念のつどい」 1回(6月25日)、参加者:120人 「eセミナー」 5回シリーズ(10/5、10/12、10/19、10/26、11/2)、参加者:287人	C	男性への啓発も含め、男女共同参画の視点で事業展開していく。また、30～40歳代の受講者を増やすよう取り組んでいく。
					コミュニティ推進課(旧公民館)	未実施 (講師との日程調整ができなかったため、開催を見送った。)	未実施	E	平成30年度より、指定管理者制度を導入した。今後は、指定管理者により、男性の子育てへの参画を促進するための講座等を、市民からの要望等の必要に応じて開催していく。

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績	平成29年度実績	評価	今後の方針
【施策目標5. 子育てと仕事の両立支援】 <推進項目4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現(No.112-No.114)>									
112	子育てにゆとりがもてる環境づくり	男女共同子育ての推進	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民・企業等に対して広報・啓発・情報提供活動を行います。 	地域振興課	平成29年3月より、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため市内2カ所にテレワークオフィスを設置している。 また、更なるテレワークオフィスの利用増を図るため、企業が集う会議や広報等を活用し周知を行っている。	利用可能時間：平日9時～17時30分まで(桜町及び大宮) 利用人数：平成29年4月1日～平成30年3月31日 合計：516人	B	今後も引き続き、より良いワークライフバランスの実現を図るため、企業等が集う会議や広報・HP等を活用し、企業への周知をするとともに、市外企業に対してもアプローチを行うことで、更なる利用者の増加を目指す。
				<ul style="list-style-type: none"> 地域就労支援センター(ラポール)における地域就労支援相談事業および多重債務・労働問題相談事業において、子育て女性の就労に関する相談やマタニティ・ハラスメント等の労働問題に関する相談に応じていきます。 商工会議所と連携を図り、女性向け創業支援等に取り組めます。 	地域振興課	子育て女性の就労に関する相談やマタニティ・ハラスメント等を含めた労働問題については、年間21件相談を受け、関係機関や関係部署と連携を図り相談窓口への斡旋やセミナー等の情報提供を行った。また、守口門真商工会議所と連携を図り女性向けの創業セミナーを開催した。	子育て女性の就労に関する相談やマタニティ・ハラスメント等を含めた労働問題については年間21件相談を受け、関係機関や関係部署と連携を図り、相談窓口への斡旋やセミナー等の情報提供を行うとともに、厚生労働省を始めとした関係部局より周知依頼があったリーフレット等10種を計約200枚の配布を行った。 また、守口門真商工会議所と連携を図った女性向け創業セミナーについては、20名の参加があった。	B	今後も引き続き、子育て女性の就労に関する相談やマタニティ・ハラスメント等を含めた労働問題については、くらしサポートセンター等の関係機関や関係部署と連携を図り相談窓口への斡旋やセミナー等の情報提供を行うとともに、厚生労働省を始めとした関係部局より周知依頼があったリーフレット等の配布を行う等の企業啓発に努めていく。
				<ul style="list-style-type: none"> フレックスタイム制や子育て期の短縮時間勤務、テレワーク等多様な勤務形態導入への働きかけに努めます。 長時間勤務を前提に組み立てられたワークスタイルの見直しを呼びかけるなど、労働時間短縮への働きかけを行っています。 出産や子育てによる退職者について再雇用制度の導入等への働きかけに努めます。 	地域振興課	男女問わず子育てや介護と仕事の両立を支援し、多様な働き方改革の推進に繋げ、より良いワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、平成29年3月に守口市内にテレワークオフィスを2カ所開設した。	利用可能時間：平日9時～17時30分まで(桜町及び大宮) 利用人数：平成29年4月1日～平成30年3月31日 合計：516人	B	今後も引き続き、より良いワークライフバランスの実現を図るため、企業等が集う会議や広報・HP等を活用し、企業への周知をするとともに、市外企業に対してもアプローチを行うことで、更なるテレワークオフィス利用者の増加を目指す。
113	子育てにゆとりがもてる環境づくり	男女共同子育ての推進	多様な働き方への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市民を対象とした多様な働き方やバランスのとれた働き方への理解を深める講習会等を開催し、職業生活優先の意識や性別による固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、ライフスタイルを考えるきっかけづくりに努めます。 	人権室	「男女共同参画週間記念のつどい」事業を通じて、ワーク・ライフ・バランスや性別による固定的役割分担意識の解消等の啓発を行っている。	「男女共同参画週間記念のつどい」 開催回数：1回(6月25日)、参加者：120人	C	「男女共同参画週間記念のつどい」事業はもとより、市民向け、事業所向けの啓発事業について出前講座を実施していく。
					コミュニティ推進課(旧公民館)	未実施 (平成28年度11名参加講座実施。平成28年度の参加人数を踏まえ講座の開催を見送った。)	未実施	E	平成30年度より、指定管理者制度を導入した。今後は、指定管理者により、市民からの要望等の必要に応じて講座を開催していく。
114	子育てにゆとりがもてる環境づくり	男女共同子育ての推進	育児休業制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業制度の定着と利用しやすい環境づくりに向けて、事業者に対して呼びかけを行います。 	地域振興課	市役所窓口や守口門真商工会議所に育児休業制度に関するチラシを設置し企業に啓発を実施。 また、事業者の窓口訪問時にも周知している。	厚生労働省をはじめとした関係部局より周知依頼があったリーフレット等10種を計約200枚の配布を行った。	B	今後、更なる育児休業制度の定着と利用しやすい環境づくりに向けて、関係機関と連携し、企業に対して啓発を行う。 また、労働時間短縮への働きかけや出産・子育てによる退職者についての再雇用制度の導入等について、関係機関と連携し、取り組んでいく。
				<ul style="list-style-type: none"> 育児休業制度への理解や関心を深めもらうため、広報や市ホームページ等の媒体や市主催の講演会等さまざまな機会を活用して、制度の内容をわかりやすく周知していきます。 	こども政策課	育児休業制度及びパパ・ママ育児プラスに関するチラシを作成し、11月に開催された「いい夫婦フェスタ2017」で普及活動を行った。 また、地域振興課から提供のあった、関連リーフレット等を窓口で配架した。	・「いい夫婦フェスタ2017」 子育て支援課のが虐待防止グッズとセットにしたチラシを約100枚以上配布 ・関連リーフレット 随時、8種類のリーフレット等を窓口で配架	B	引き続き事業者向けに育児休業制度の普及・啓発を行っている地域振興課と情報共有を行っている。 また、平成29年度までの「いい夫婦フェスタ」でのチラシ配布に代わり、平成30年度は広報を活用した周知を行い、より効果的な普及について検討していく。
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】 <推進項目1. 子育て支援のネットワークづくり(No.115-No.119)>									
115	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	子育てサークルの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 市内の子育てサークルに対し、用品の貸出やサークル同士の交流会の実施等、自主的な運営に関する支援を行うとともに、運営に関する相談を実施していきます。 	子育て支援課(子育て支援センター)	用品の貸出やサークル同士の交流会を実施したり、サークル活動の場に出向いて支援を行った。 また、支援センターにてサークル情報の提供を実施している。	サークル代表者会議：年1回 サークル交流会：年1回、参加6組 サークル支援(依頼講座)：2サークル(年1回ずつ)、参加12組	B	今後も、用品の貸出やサークル同士の交流会を実施したり、サークル活動の場に出向いて支援を行い、支援センターにてサークル情報の提供を実施していく。 サークルと同地域の地域子育て支援拠点事業施設との連携を図り、地域に根ざした活動が得られるようサポートしていく。
116	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	守口市子育て支援センター機関紙「0歳からの子育てつうしん『もりっこ』」	<ul style="list-style-type: none"> 年4回発行の「もりっこ」で乳幼児の子育てをしている保護者のニーズにあった内容・情報を掲載し、より多くの家庭に機関紙が届くよう取り組みます。 	子育て支援課(子育て支援センター)	年4回発行の「もりっこ」で乳幼児の子育てをしている保護者のニーズにあった内容・情報を掲載し、より多くの家庭に機関紙が届くよう各公共施設をはじめ、私立の幼稚園、保育所、認定こども園や子育てサークル等に配布している。	5,000部×4回	B	子育てに関する情報や、講座、イベントのお知らせを掲載し、各公共施設をはじめ、私立の幼稚園、保育所、認定こども園や子育てサークル、4ヶ月児健康診査日などに配布していく。今後、講座等の参加者に対しアンケートを実施し、内容や配布先の充実を図る。
117	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	0歳親子交流の場	<ul style="list-style-type: none"> 親子が気軽に交流できる場を提供するとともに、利用しやすい時間に開催するなど、利用環境についての検討を行っています。 	子育て支援課(子育て支援センター)	親子が気軽に交流できる場を提供するとともに、利用しやすい時間に開催するなど、利用環境についての検討を行っている。	0歳限定のもりっこひろば 月1回開催、年間 延366組	B	4ヶ月児健康診査時、ブックスタートで絵本のプレゼントをしながら、子育て支援センターの案内、0歳限定もりっこひろばや子育て全般の情報を提供していく。結果、健診終了後、センターに立ち寄っていただくことに繋がる。
118	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	あそびの広場	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の子どもとその保護者が交流や情報交換のできる場として、市民保健センターや各公民館等において月に1～2回開催していきます。 	子育て支援課(子育て支援センター)	就学前の子どもとその保護者が交流や情報交換のできる場として、市民保健センターや各公民館等において月に1～2回開催している。	<保健センター> もりっこ広場(フリー)延482組 【0歳】延146組【1歳】延231組【2歳】延106組 【3歳】延22組【4歳以上】延6組 もりっこ広場(0歳限定)延366組 <コミュニティセンター>延98組	B	市民保健センターにて12回、コミュニティセンター等にて6回開催予定である。あそびの広場改めもりっこ広場をコミュニティセンターで開催することで、親子が地域の子育てサークルとの関係も深まる。また、他の地域子育て支援拠点事業施設との連携を図りながら、もりっこ広場を開催することで、地域の子育て支援に繋げることができる。
119	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	守口市子育て支援センターのフリースペースの活用	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の子どもとその保護者が自由に来館し、親子同士で交流や情報交換ができ、また子育てに関する情報を提供する場として、守口市子育て支援センターの充実に努めます。 	子育て支援課(子育て支援センター)	就学前の子どもとその保護者が自由に来館し、親子同士で交流や情報交換ができ、また子育てに関する情報を提供する場として、絵本の貸し出しや子育てに関するパンフレットなどを掲示し、守口市子育て支援センターの充実に努める。	開館時間 月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで 来館者数 (年間)大人：3,215人、子ども：3,637人 計：6,852人	B	月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで開館して、あそびの場を通じて保護者間交流や情報交換をしたり、3,000冊ある絵本の閲覧や貸し出しを行っている。子育てに関するパンフレットやチラシ、ポスターなどを掲示し、子育ての悩みなど気軽に相談できるようセンターの充実に努めていく。

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の取組内容	平成29年度実績	評価	今後の方針
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】 <推進項目2. 世代間交流の推進(No.120-No.121)>									
120	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	「さんあい広場」等での世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> 地域ボランティアとの協力により、さんあい広場(さた、さんごう、かすが、とうだの市内4か所)等において、高齢者と子どもたちが交流を深めることができるよう、昔遊びを通じた世代間交流を推進していきます。 	高齢介護課	さんあい広場等において、地域ボランティアの協力を得て、高齢者と子どもたちが、昔遊び(コマ、紙飛行機、おはじき、だるま落としなど)や手芸遊び、その他クリスマスや七夕などの年中行事、クラブ活動・芋掘り等の野外活動等を通じて世代間交流を実施した。 また、幼稚園や保育所へ出向いてのお遊戯会の観賞や行事への参加等、幅広く交流の場を設けることに取り組んだ。	さんあい広場「とうだ」 保育所サンタ出張：年1回(12月) 参加者 約20名 さんあい広場「さんごう」 昔遊び(対象：小学1年生)：年1回(8月) 参加者 約20名 手芸遊び(対象：小学6年生)：年1回(3月) 参加者 約20名 クリスマスツリー作り(対象：小学校低学年) 参加者 約20名 クラブ活動(グラウンドゴルフ)：年12回(毎月1回) 参加者 約240名 お遊戯会観賞：年1回(6月) 参加者 約20名 七夕：年1回(7月) 参加者 約30名 さんあい広場「さた」 芋掘り：年3回(6月、10月2回) 参加者 約130名 遊びの広場：年8回(6月、7月、9月、10月、11月、12月、1月、3月)参加者 親子 約140名 昔遊び：年1回(2月) 参加者親子 約20名程	B	今後も活動の継続とともに活動内容の拡充を図り、高齢者や地域の人々との交流を推進する。広報等による周知を進め、さらなる活性化を図る。
121	地域力の活用による子育て支援	子育て支援のネットワークづくり	「もりぐち児童クラブ事業」での異年齢交流	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方々の参画と協力を得ながら、「もりぐち児童クラブ事業」にて、異年齢の子どもたちによる交流を通じて社会性や協調性をはぐくむ機会の充実に努めます。 	放課後こども課	地域の方々の参画と協力を得ながら交流体験活動の推進を図っている。また、登録児童室とも交流を行ない、地域ボランティアによる読み聞かせ会や工作教室等については、各クラブともできる限り両児童室のパートナーが連携して実施した。さらに、地域諸団体の協力を得て、ニュースポーツの講習会を実施するなどプログラムを通じて、地域の大人とのふれあいを実施しているクラブもある。	日曜日、祝日及び年末年始を除き開設(293日)しており、異年齢間交流を活発に行っている。	B	今後とも現在の運営形態を堅持し、事業の安定的運営を図る。
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】 <推進項目3. 家庭教育への支援の充実(No.122-No.124)>									
122	地域力の活用による子育て支援	家庭教育への支援の充実	家庭教育講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の子どもの保護者に対して、講師による講座やママカフェを開催し、子どもが基本的な生活習慣や生活能力を身につけるために重要な役割を果たす家庭教育を推進していきます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	年間を通じて、中部コミュニティセンター及び中部エリアコミュニティセンターにおいて子育てに関する講座を開催した。	家庭教育講座「ちよつと案になる子育ての工夫」一緒に考えてみませんか?：計2回開催、延6名参加 コモンセンスペアレンティング：計3回開催、延20名参加 家庭教育講座「子どもと仲良く暮らそう」：計3回開催、延37名参加 ママカフェ：計7回開催、延56名参加 ママのためのハッピー講座：計2回開催、延26名参加	B	引き続き子育てに関する講座、講演会等を市民のニーズ等に合わせ開催していく。講師については可能な限り市内で活躍する親学習リーダーを招き、地域で子育てを考える機会の提供に努める。
123	地域力の活用による子育て支援	家庭教育への支援の充実	守口親まなびの会の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 親となる準備期の中学生や高校生から子育て中の保護者や子育てを終えた人等幅広い世代の人を対象にした「親を楽しむワークショップ」等の活動を実施する「守口親まなびの会」に対して、大阪府教育委員会からの研修情報を提供するなど、親学習リーダーの養成に努め、親学習の機会の充実に努めます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	年間を通じて研修や交流会の情報提供や活動の支援を行うほか、課主催の講座や市PTA協議会の主催イベントの講師を依頼した。	<ul style="list-style-type: none"> 課主催の家庭教育講座の講師を依頼：計2回開催、延6名参加 守口市PTA協議会教育セミナーでは51名の保護者が参加 庭窪小学校の親学習講座の講師を依頼：24名参加 他、府の家庭教育支援SV(スーパーバイザー)養成研修講座へ2名の親学習リーダーを派遣するなど、府のスキルアップ研修や交流会などに親学習リーダーを派遣 	B	引き続き府や国からの情報提供を積極的に行うほか、課主催講座でも親学習を題材にしたものを継続的に実施し定着を図る。また、市内での活動場所をさらに提供できるよう、校長会などに呼びかけ、市や市内小中学校に対し親学習の活動や意味を伝えていく。
124	地域力の活用による子育て支援	家庭教育への支援の充実	視聴覚ライブラリー事業	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育を推進するため、PTAや教育・保育に携わる人たち等に視聴覚機材等の貸出しを行い、子育てについての研究発表や研修会等に役立ててもらえるよう支援していきます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	平成28年4月1日付で「守口市立視聴覚ライブラリー設置条例」を廃止。	-	-	-
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】 <推進項目4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実(No.125-No.129)>									
125	地域力の活用による子育て支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実	子ども体験学習	<ul style="list-style-type: none"> 市が設置する各コミュニティ施設において、夏休みや冬休みなどの長期休暇を利用し、子ども工作教室やケーキ作り教室などの体験学習を実施していきます。 	コミュニティ推進課(旧公民館)	夏休み・冬休み期間中の子どもたちを対象に、木工研究家講師等による工作教室や、料理教室を各コミュニティセンターにおいて開催した。	「木工工作教室」 8月開催全5回/参加者 77名 「ケーキ作り教室」 12月開催全2回/参加者 48名	B	平成30年度より、指定管理者制度を導入した。今後は、指定管理者により、子どもがより充実した体験学習ができるような教室等を開催していく。
				<ul style="list-style-type: none"> 市が設置する各コミュニティ施設において、夏休みや冬休みなどの長期休暇を利用し、子ども工作教室やケーキ作り教室などの体験学習を実施していきます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	コミュニティセンターやもりぐち歴史館等において、子ども達が体験を通じて文化や歴史を学ぶ講座を開催した。	ガンバ大阪の選手とふれあうサッカー教室：127名参加 夏休み子ども考古学教室「はにわストラップを作ろう!」：17名参加 もりぐち歴史館「新春かるた会」：41名参加	B	関係各課や指定管理者等で実施される事業との区分けも勘案しつつ、生涯学習・スポーツ振興課として所管する分野に関連する講座を企画していく。
				<ul style="list-style-type: none"> ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)にて、夏休みファミリーフェスタ、子ども図書館司書1日体験教室、星空ウォッチング(大日公園天体観望会)など、子どもたちの学ぶ意欲を引き出すための体験学習を実施していきます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	「生涯学習普及事業」として年間を通じて市民の多様化する学習ニーズに対応する講座や講演会、イベントの開催を行った。また、「文化振興事業」として、落語や音楽会などを通じて芸術や伝統芸能への理解を深める機会を提供した。	(文化振興事業団主催) 小中学生の職場体験の受入：12回実施、延べ24名参加 子ども1日図書館サポーター体験講座：10名参加 親子で1日図書館体験：2回開催、延べ16名参加 星空ウォッチング：2回開催、延べ60名参加 土曜ステージ：48回開催、延べ2,480名参加 エクセレントコンサート：54回開催、延べ3,349名参加 他、落語会の開催、南画作品の展示等、芸術・文化に関する事業を実施	B	引き続き年間を通じて市民ニーズに応じた様々なイベントを開催し、子どもたちの学習意欲を引き出すよう努める。
126	地域力の活用による子育て支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実	芸術・伝統文化にふれる機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では、かるた会など四季折々の行事。また、ムーブ21(守口市生涯学習情報センター)では美術展覧会やクラシック音楽鑑賞会、エナジーホール(守口文化センター)では、市民文化祭での伝統芸能の鑑賞会など、子どもたちが伝統文化や芸術にふれる機会を提供していきます。 	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では年間を通じ、四季折々のイベントを開催し、市民の方が身近に伝統文化に触れる機会の提供並びに文化財の魅力発信に努めた。イベントには社会科の授業で訪れてもらうなど、市内小学校に呼びかけもしている。	端午の節句：延213名参加 七夕まつり：延143名参加 街頭紙芝居：34名参加 人形劇公演：60名参加 しめ縄づくり：20名参加 新春かるた会：41名参加 ひな祭り：延411名参加 野点：150名参加 他 年間26事業(月1回以上)を実施	B	引き続きもりぐち歴史館「旧中西家住宅」において年間を通じた四季折々のイベントを企画し、市民が芸術や歴史、文化財に触れる機会を提供していく。

施策No	施策目標	推進項目	事業	子ども・子育て支援事業計画に掲げた内容・今後の展開	担当課	平成29年度の実績	平成29年度実績	評価	今後の方針
127	地域力の活用による子育て支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実	地域コーディネーターの活動支援	■ 地域コーディネーターは大阪府の養育講座を受けた修了者が中学校区で地域行事の支援や中学生による読み聞かせなどの行事を実施しており、その活動を支援し、地域の教育環境づくりの推進に努めます。	生涯学習・スポーツ振興課(旧生涯学習課)	総会、連絡会開催の運営補助のほか、イベントの広報活動の支援などを行った。	総会(1回)、連絡会(3回)、代表者会議(1回)、広報委員会(2回)、研修委員会(2回)、役員会(随時開催) 中学生の読み聞かせ会:中学生34名参加 研修会(年2回)、地域行事への参加(年3回) 広報紙MorichicoタイムズNO.6発行	B	引き続き会議の運営補助を行っていく。また、活動報告やイベントの告知を広報紙ならびにSNS等に掲載し、市内の周知を図っていく。
128	地域力の活用による子育て支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実	青少年育成団体の活動支援	■ 地域において活動する青少年育成団体に活動場所の提供や定期演奏会の周知、入団希望者を増やすためのPR、入団式・卒団式の支援などを行うことで、青少年のスポーツや文化に関わる活動を促進していきます。	コミュニティ推進課(旧公民館)	平成29年度に廃止	-	-	育成団体以外に青少年の育成に寄与する団体が増加していることから、特定団体のみに対する支援を平成28年度限りとし、平成29年度以降は自主運営してもらうこととした。
129	地域力の活用による子育て支援	子どもの多様な体験活動の機会の充実	青少年育成指導員校区活動支援	■ 青少年育成指導員の活動を行うために必要となる知識や技能を習得するための講習会や研修会への参加支援を行っていきます。 ■ こども親善スポーツ大会やこども会駅伝、こどもまつりなどの機会を通して子どもたちの地域間や異年齢間の交流親睦を図り、青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう青少年育成指導員の活動を支援していきます。	コミュニティ推進課(旧公民館)	青少年育成指導員の活動に必要な安全教育講習会や広報委員研修会、キックベースボール審判講習会実施に際し、支援を行った。	「安全教育講習会」 ・6月25日(日)、参加者 4校区14名 「キックベースボール審判講習会」 ・6月25日(日)、参加者 13校区43名 「広報委員研修会」 ・6月20日(火)、参加者 7校区15名	B	より参加しやすい研修内容や日程等、参加人数増に向けて引き続き検討していく。
					コミュニティ推進課(旧公民館)	本市主催によるこども会親善スポーツ大会(キックベースボール大会)や、青少年育成指導員連絡協議会との共催によるこどもまつりを開催した。 また、青少年育成指導員連絡協議会主催のこども会駅伝等への支援を行い、青少年の異年齢、他校区との交流の充実が図られた。	「第49回守口市こどもまつり」 ・4月23日(日)、参加者12,000名 「こども会親善スポーツ大会」 ・8月6日(日)、9月3日(日)、参加者計920名 「中学生スポーツ大会」 ・8月20日(日)、参加者計200名 「こども会駅伝」 ・12月3日(日)、参加者384名	B	より多くの子ども達が参加でき、効果的なイベントとなるよう、催し物や競技種目等につき青少年育成指導員連絡協議会とともに引き続き検討していく。
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】 <推進項目5. 子どもの居場所づくり(No.130-No.131)>									
130	地域力の活用による子育て支援	子どもの居場所づくり	市立児童センター	■ 今後、市民のニーズを踏まえながら、健全な遊びを通じて、満3歳以上の幼児(保護者等同伴)と小学生の子どもたちの健康で豊かな心を育てる活動を行う場として、事業の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援していきます。	子育て支援課(児童センター)	平成29年度の来館者数は約1.6万人で、赤ちゃんの駅の設置や、子育て講座の開催数が増加したこともあり、就学前の子どもの来館者数が増加した。 また、市内在住の就学前児童と保護者を対象とした子育て講座を、平成29年度は前年よりも開催回数を増やした計8回開催した。 さらに、就学前の子と保護者を対象に「絵本の時間」「なかよしキッズ」(ふれあいあそび)「季節のありがとう」などを開催し、親子のコミュニケーションを図った。	「子育て講座」 年8回開催(6月、7月、9月は2回、11月、2月、3月は2回)、参加数:154組 「絵本の時間」 年8回開催、参加人数:約400人 「なかよしキッズ」 年10回開催、参加人数:約580人 「季節のありがとう」 年10回開催、参加人数:約480人 ※他にも工作、お誕生日会、けん玉認定、ラルゴコンサートを定期的に開催 「季節の行事」 運動会、センターまつり、クリスマス会、おめでとう大会	B	平成29年度から広報、ホームページに続き、InstagramやFacebookで事業を周知したり、情報誌「まみたん」にイベント、講座等の掲載依頼を行ったので、今後も来場者人数の増加を図って周知活動を継続する。また、平成30年度から毎月1回以上、子育て講座を開催し、さらなる子どもの健やかな育ちを支援していく。
131	地域力の活用による子育て支援	子どもの居場所づくり	もりぐち児童クラブ「登録児童室」(放課後子供教室)	■ 小学校1～6年生と満3歳以上の幼児(保護者等同伴)を対象に、自主的な遊び場を提供していきます。 ■ もりぐち児童クラブの二つの機能である「登録児童室」と「入会児童室」のそれぞれの独自性を尊重しつつ、地域の参画を得て、交流・体験活動を通して連携できるもりぐち児童クラブのさらなる充実を図ります。	放課後こども課	安全で安心して過ごせる放課後等の居場所として充実が図られてきている。また、入会児童室とも交流を行ない、地域ボランティアによる読み聞かせ会や工作教室等については、各クラブともできる限り両児童室のパートナーが連携して実施した。さらに、地域諸団体の協力を得て、ニュースポーツの講習会を実施するなどプログラムを通じて、地域の大人とのふれあいを実施しているクラブもある。	開設日数:293日 参加者数:延160,389人(内 幼児44人)	B	今後とも現在の運営形態を堅持し、事業の安定的運営を図る。
【施策目標6. 地域力の活用による子育て支援】 <推進項目6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援(No.132-No.135)>									
132	地域力の活用による子育て支援	犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援	「こども110番の家」運動	■ 地域の家庭・団体等の協力を得て、子どもの緊急避難場所としての役割を担う「こども110番の家」運動を推進していきます。	コミュニティ推進課(旧公民館)	「こども110番の家」運動の推進に向け、各校区の青少年育成指導員の協力を得、協力家庭の勧誘・啓発活動を行った。(平成29年度はスポーツ・青少年課が実施)	「こども110番の家」運動登録家庭:1,585件 (平成30年3月31日現在)	B	共働き世帯や、高齢者の単独世帯等が増加する中、実効性のある協力家庭の精査をしていながら、協力件数を伸ばしていくよう努める。
133	地域力の活用による子育て支援	犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援	「少年を守る店」運動	■ 地域の商店・業者等の協力を得て、未成年の非行防止に協力する「少年を守る店」運動を推進していきます。	コミュニティ推進課(旧公民館)	「少年を守る店」運動の推進に向け、各校区の青少年育成指導員の協力を得ながら、協力店舗の勧誘・啓発活動を行った。(平成29年度はスポーツ・青少年課が実施)	「少年を守る店」運動登録店舗:534件 (平成30年3月31日現在)	B	青少年指導員の協力により、新規登録店舗数が増加した。個人商店の店舗数は依然として減少傾向にあるが、協力対象業種を見直しを図り、今後も引き続き協力を呼び掛けていく。
134	地域力の活用による子育て支援	犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援	登下校時の安全確保(見守り隊・声かけ隊)	■ 市立小学校に通う子どもたちの登下校時の安全を守るため、PTAおよび地域団体のボランティアの協力を得て取組みを促進していきます。	学校教育課	PTAおよび地域団体のボランティアの協力を得て、定点に立っていただく等、各校区の実態に応じて実施。さらに警察等の関係機関と連携しながら、小学校区での年1回声かけパトロールを実施。	小学校区での年1回声かけパトロールを実施。 全小学校区で毎日の登下校の見守り等実施。	B	市立小学校・義務教育学校に通う子どもたちの登下校の安全を守るために、PTA及び地域のボランティアの協力を得て、見守りの活動の取組を促進、支援していく。
135	地域力の活用による子育て支援	犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援	青少年育成指導員による街頭指導活動等支援	■ PTAおよび地域団体のボランティアや警察等関係機関によるパトロール活動を促進していきます。 ■ 地域や関係機関・団体と、より一層の連携を図り、夜間の見回り等の街頭活動や啓発活動を促進していきます。	コミュニティ推進課(旧公民館)	夏休み等の子どもの長期休暇中に大型商業店舗等を中心に各学校や地域各団体と協力し、夜間巡回等のパトロール活動を行った。 (平成29年度はスポーツ・青少年課が実施)	校区巡回:9校区、延11回実施	B	地域関係団体と連携を図りながら、更なる巡回活動等の増加を働きかけていく。